茅ヶ崎市市民参加条例の 施行状況の検証

平成29年3月

茅ヶ崎市

総務部市民自治推進課

【目次】

第1章				
1	市民参加条例の制定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		1	
(]	1) 背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		1	
(2	2) 条例制定に向けた取組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			
2	市民参加の実績・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			
	1) 意見交換会、公開討論会、シンポジウム、説明会・・・・・・・・・・			
,	 アンケート・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			
,	3) ヒアリング・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			
,	~/ ー / / / / / / / / / / / / / / / / / /			
,	5) 政策提案手続・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			
	6) 審議会等の委員への市民の選任・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			
	7) その他市長等が適当と認める方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			
	7) での他中文寺が廻当と恥めるが伝・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		1	U
第2章				
1	検証の手法とスケジュール・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			
2	検証の内容と結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			
(]	 アンケート・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		1	3
(2	2) ヒアリング・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		1	6
(;	3)		1	8
(4	4) 学識経験者の意見・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		2	1
(!	5) 職員研修の実績・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			
	6) 職員アンケート・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			
3	検証により導き出された課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			
第3章				
改善	善施策1 市民参加の情報発信・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			
(]	1) 市民参加条例の周知啓発・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			
(2	2) 市民意見の反映状況に関する情報発信・・・・・・・・・・・・・・・	•	. 3	0
改善	善施策2 市民参加に関する職員意識の向上・・・・・・・・・・・・・・・		3	2
(]	1) 市民参加マニュアルの策定・・・・・・・・・・・・・・・・・		3	2
(2	2) 職員研修の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		3	4
改善	善施策3 市民参加の方法の運用の充実・・・・・・・・・・・・・・・・		3	6
(]	1) パブリックコメント手続の運用について・・・・・・・・・・・・・・		3	6
(2	2) 市民参加における審議会の位置付けの検討・・・・・・・・・・・・・		3	8
(;	3) 政策提案手続の PR ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		4	0
(4	4) 無作為抽出方法での市民参加手法の実施・・・・・・・・・・・・・・・・			
	民参加や市民参加条例全般について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			
参考資				
1	市民参加条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・参考	資料	} −	· 1
2	市民参加条例施行規則・・・・・・・・・・・・・・・参考			
3	アンケート調査結果・・・・・・・・・・・・・・・・・参考	資料	¥—	8
4	意見交換会結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・参考資	料-	- 3	2
5	職員アンケート調査結果・・・・・・・・・・・・・・・参考資	料-	- 4	0
6	「茅ヶ崎市市民参加条例の施行状況の検証(素案)」			

第1章 検証経過 ~市民参加の現状~

1 市民参加条例の制定

(1) 背景

地方分権の進展により、国と地方は対等協力の関係となり、「自分たちのまちのことは自分たちで決めていく」ことが求められるようになりました。また、少子高齢社会の進行により市民と市が連携・協力してまちづくりを進めていくことが必要となっています。

これらの社会状況を捉え、本市では、平成22年4月1日に茅ヶ崎市自治基本条例(以下、「自治基本条例」という)を施行し、市政運営の基本原則の一つとして市民参加を位置づけ、同条例第16条第5項において「市民参加に関し必要な事項は、別に条例で定める」こととしました。

そこで、平成26年4月1日、茅ヶ崎市市民参加条例(以下、「条例」という。)を施行し、 市民参加に関し必要な事項を条例として定め、市民参加の推進を図っています。

なお、条例では、第14条において、条例の検証に関する事項を規定し、最初に行う検証については、条例施行の日から3年以内、以降は4年を超えない期間ごとに施行状況を検証し、結果に基づく必要な措置を講ずることとしており、条例の実行性を担保しています。

(2) 条例制定に向けた取組み

条例の策定にあたっては、ワークショップや市民の皆様と市職員との打合せ、意見交換会やパブリックコメントを実施し、多くのご意見をいただき、議論を重ねながら、条例を策定しました。

平成21年12月18日

平成22年4月1日

平成23年1月22日~8月27日

平成23年7月15日~8月15日

平成23年9月27日

~平成25年1月29日

平成25年6月8日、13日

平成25年6月28日~7月25日

平成25年9月

平成25年9月30日

平成26年4月1日

茅ヶ崎市自治基本条例公布

同条例施行、茅ヶ崎市市民参加条例策定に着手

ワークショップの開催(全13回)

アンケートの実施

市民の皆様と職員による条例素案作りのための意見交換

の実施(全29回)

意見交換会の実施(全2回)

パブリックコメントの実施

議決

茅ヶ崎市市民参加条例公布

同条例施行

2 市民参加の実績

「市民参加」とは、市民の方が、市が進めている様々なまちづくりに関する事柄に、思いや 意見、提案を市に届けたり、行動したりすることです。

条例では、市民の皆様から幅広くご意見をいただくために、第8条で「市民参加」に関する様々な方法(意見交換会やアンケート等)、第12条で、いただいたご意見の取扱いなどを定めています。

条例に基づき、市民の皆様からの様々な意見を尊重し、市政に反映するために、市が実施した市民参加方法の実績は、次のとおりです。

平成26年度 上半期

一个成20年度 工干别			
	実施した課の数	実施回数	市民参加実績数 (人数のべ)
意見交換会・公開討論 会・説明会等の集会	12課	19回	1,608名 11団体
アンケート	14課	19回	4,323名
ヒアリング	2課	3回	124名
パブコメ手続	9課	13回	163名 3団体

平成26年度 下半期

	実施した課の数	実施回数	市民参加実績数 (人数のべ)
意見交換会・公開討論 会・説明会等の集会	16課	24回	2,347名 18団体
アンケート	14課	20回	8,080名
ヒアリング	2課	2回	27名
パブコメ手続	13課	14回	235名

平成27年度 上半期

	実施した課の数	実施回数	市民参加実績数 (人数のべ)
意見交換会・公開討論 会・説明会等の集会	12課	17回	1,135名 14団体
アンケート	10課	13回	3,591名 38事業者
ヒアリング	2課	2回	14名 12地区
パブコメ手続	10課	12回	356名

平成27年度 下半期

	実施した課の数	実施回数	市民参加実績数 (人数のべ)
意見交換会・公開討論 会・説明会等の集会	12課	18回	557名
アンケート	10課	20回	6,305名 310事業者
ヒアリング	2課	2回	65団体
パブコメ手続	13課	17回	215名

(1) 意見交換会、公開討論会、シンポジウム、説明会等 (条例第8条第1号)

意見交換会では対話に、説明会では伝えることに重点が置かれますが、両者は一体的に実施されることも少なくありません。誰でも参加できることから市民の皆様の意見等の把握、協力依頼等に活用されます。

シンポジウムは、あるテーマについて何人かの討論者(パネリスト)が意見を述べ、その後 参加者と質疑応答を行う形式の討論会で、あるテーマについて出席者全員が討議に参加する集 団討議の形式をフォーラムと使い分けることもありますが、どちらも公開の場で意見を述べ議 論を行う形式の討論会をいいます。企画から運営までを市民に委ねて行う方法も増えています。 意見等を聴くとともに、議論にも参加できるため多くの市民の皆様と共通認識を得ることがで きます。

また、ワークショップは、地域の現状の把握や問題点、課題の整理に適しており、市民や専門家など参加者全員が共通のテーマについて考え、平等かつ自由に意見を出したり、共同作業をしたりすることにより相互理解や合意形成を図る方法です。

平成26年度、27年度における庁内各課で実施した意見交換会等については、次のとおりです。

平成26年度	
意見交換会、公開討論会、 シンポジウム、説明会の実施回数	43回
主な実施テーマ	【意見交換会】 ・住民投票制度の検討にあたる主な重要事項に関する意見交換会 ・茅ヶ崎市総合計画基本構想の中間見直しにかかる市民意見交換会 ・茅ヶ崎市観光振興ビジョン(素案)策定に向けた意見交換会 ・香川駅周辺まちづくりに関連する整備計画についての意見交換会 ・辻堂駅西口周辺地区のまちづくりに関する課題及び解決策の検討のための意見交換会 ・(仮称)茅ヶ崎ゆかりの人物館の設置に関する条例(素案)の考え方についての意見交換会 ・紡動推進事業の見直しに関する意見交換会 ・協動推進事業の見直しに関する意見交換会 ・協動推進事業の見直しに関する意見交換会 ・広報紙作成のポイント等について、具体的事例に基づいて意見交換(市民まなび講座として実施) ・中核市制度に関する市民説明・意見交換会 【説明会】 ・提案型民間活用制度周知のための説明会 ・保健所政令市移行に関する市民説明会 ・予約型乗合バスの説明会 ・予約型乗合バスの説明会 ・光砂災害(特別)警戒区域指定 ・生活困窮者自立相談支援事業の事業説明 ・浜見平団地地区計画の原案説明会 「シンボジウム」 ・防災意識啓発のためのシンポジウム 【ワークショップ】 ・バリアフリー基本構想策定のための、まち歩き点検ワークショップ
参加者数	3,955名 29団体
実施課かい	28課

平成27年度	
意見交換会、公開討論会、シンポジウム、説明会の実施回数	35回
主な実施テーマ	【意見交換会】 ・茅ヶ崎ゴルフ場の利活用基本方針策定にむけた意見交換会 ・茅ヶ崎ゆかりの人物館の運営に関する意見を市内で活動する文化関係団体より伺うための意見交換会 ・第2次ちがさき男女共同参画推進プラン策定に向けた意見交換会 ・第2次ちがさき男女共同参画推進プラン策定に向けた意見交換会 ・香川駅前子育て支援センター委託事業者との意見交換会 ・「海岸青少年会館・福祉施設会館複合施設整備基本計画」に基づく(仮称)茅ヶ崎公園体験学習施設整備に向けた両館利用登録団体との意見交換会 ・平成28年度に実施する自治基本条例検証に係る市民意見聴取のための意見交換会 【説明会】 ・「新たな地域コミュニティの取り組みに関する条例(素案)の考え方」についてのパブリックコメント説明会 ・(仮称)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の考え方についてのパブリックコメントについての説明会 ・茅ヶ崎ゴルフ場の利活用基本方針(素案)についてのパブリックコメントについての説明会 ・新しい文化資料館の整備基本計画策定に際し、市民から意見や提案をいただく説明 【フォーラム】 ・地方分権に関するフォーラムの実施 【検討会】 ・土砂災害ハザードマップ検討会 【懇談会】 ・第3次実施計画策定に向けた意見交換会(市内12地区を対象とした地区別懇談会、分野別懇談会)
参加者数	1,692名 14団体
実施課かい	24課

(2) アンケート(条例第8条第2号)

アンケートとは、多くの人に同じ内容について質問し、意見や意向、傾向等を把握するもので、計画の策定段階や事業の評価段階で多く用いられます。

対象者は、調査の目的に応じて無作為又は任意で抽出し、専門家や関係者とすることもできます。

郵送やインターネット、電子メールにすることで、市民が自分の都合の良い時間や場所で回答できる利点があります。

平成26年度、27年度における庁内各課で実施したアンケートについては、次のとおりです。

平成26年度

平成20年度	
アンケート実施回数	39件
主なテーマ	 ・市民討議会の参加者に対するアンケート調査 ・茅ヶ崎市のまちづくり市民満足度調査の実施 ・防災リーダー養成研修受講者へのアンケート調査 ・夏の買い物ツアーにおいて、事業の効果を検証するためのアンケート ・理系学生のための企業見学会 ・男女協働参画社会に関する市民の意識を把握し、今後の茅ヶ崎市の男女協働参画の施策に反映させるための基礎資料とすることを目的としたアンケート ・公共施設の満足度及び受益者負担の適正化に関するアンケート ・ちがさき情報化プランの市民満足度調査 ・防災ラジオの利用に関するアンケート ・地産地消事業(農業まつり)の認知度等に関して農業まつり来場者に対するアンケート ・2市1町地域の魅力発見ツアーにおいて、地域ブランド創出のため、地域住民が考える「地域ブランド」とはどんなものであるかを聞き取るためのアンケート ・農業・漁業体験プロジェクト本事業の感想、次年度以降の改善に向けたアンケートなど
参加者数	12,403名
実施課かい	のべ28課

アンケート実施回数	23件
主なテーマ	・茅ヶ崎ゴルフ場跡地の利活用についての意見交換会に伴うインターネットアンケート ・茅ヶ崎市のまちづくり市民満足度調査 ・平成27年度自主防災組織活動マニュアル研修会 ・事業実施に当たり、情報の取得先を中心にアンケートを実施 ・男女共同参画社会に関する市民意識アンケート(はがき) ・国が策定した「介護予防・日常生活総合事業のガイドライン(案)」についての調査 ・健康診査や子育てに関するアンケート ・父子手帳に関するアンケート ・市民討議会の参加者に対するアンケート調査 ・茅ヶ崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定にあたっての市民意向の把握 ・ちがさき情報化プランの総括についての市政モニターアンケート ・地産地消事業(農業まつり等)の認知度や市民の地産地消への関心についてのアンケート
参加者数	9,896名 348事業者
実施課かい	のべ20課

(3) ヒアリング (条例第8条第3号)

ヒアリングとは、聞き手が調査対象者に対して直接面接することにより、調査の趣旨目的を 伝え聞き取り調査を行う手法をいいます。

平成26年度、27年度における庁内各課で実施したヒアリングについては、次のとおりです。

平成26年度

ヒアリング実施回数	5回
主な実施テーマ	・音声ガイドを使った地域活性化事業のためのヒアリング ・茅ヶ崎市、じめ防止基本方針素剤こし、ての考え方についてのヒアリング(関係団体等からの意見聴取) ・新し、文化資料館を整備する事業地の地権者や自治会、地域住民へのヒアリング ・新し、文化資料館を整備するにあたり、現文化資料館で活動する市民を対象にヒアリング ・予約型乗合、「スの運行に関するヒアリング
参加者数	151名
実施課かい	4課

十敗27年段	
ヒアリング実施回数	4回
主な実施テーマ	・地区ボランティアセンターへのヒアリング ・現文化資料館で活動する市民ボランティアへのヒアリング ・障害を理由とする差別に関する事例集の作成のためのヒアリング ・「海岸青少年会館・福祉会館複合施設再整備基本計画」に基づく(仮称)茅ヶ崎 公園体験学習施設の整備に向けたエアリング
参加者数	14名、12地区、65団体
実施課かい	4課

(4) パブリックコメント手続(条例第8条第4号)

パブリックコメント手続とは、基本的な政策等の策定過程において、案の段階で広く公表し、 市民等からの意見を求め、寄せられた意見や要望、情報に対する市の考え方を明らかにすると ともに、有益な意見等を考慮して政策等の意思決定を行う仕組みで、実施期間中であれば、い つでも、どこでも、誰でも参加できる手法です。

平成26年度、27年度における庁内各課で実施したパブリックコメント手続については、 次のとおりです。

平成26年度

_ 平成26年度	
パブリックコメント手続実施回数	27件
主なテーマ	・茅ヶ崎市総合計画基本構想の中間見直し(素案) ・茅ヶ崎市観光振興ビジョン(素案)についての考え方 ・辻堂駅西口重点整備地区整備計画(素案)の考え方 ・(仮称)茅ヶ崎ゆかりの人物館の設置に関する条例(素案)の考え方 ・(仮称)浜見平生涯学習施設の設置に関する条例(素案)の考え方 ・茅ヶ崎市保健所政令市移行基本計画(素案) ・(素案)茅ヶ崎市地域包括支援センターの包括的支援事業実施に係る基準条例(素案)及び(仮称)茅ヶ崎市指定介護予防支援事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の法律に関する基準条例(素案)についての考え方 ・協働推進事業の見直しの考え方 ・行政手続条例の改正に向けたパブリックコメント手続 ・(仮称)茅ヶ崎市犯罪被害者支援条例の考え方(素案) ・辻堂駅西口重点整備地区整備計画書の改定 ・柳島しおさい広場(公園)の移管に伴う茅ヶ崎市営体育施設条例の改正のためのパブリックコメント ・第3期茅ヶ崎市地域福祉計画・第5次茅ヶ崎市地域福祉活動計画(愛称:みんながつながる ちがさきの地域福祉プラン)(素案)についての考え方 ・茅ヶ崎市新型インフルエンザ等対策行動計画(素案) ・第4期茅ヶ崎市障害者保護福祉計画(素案) ・第6期高齢者福祉計画・介護保険事業計画(素案)
参加者数	398名 3団体
実施課かい	のべ22課

_平成27年度	
パブリックコメント手続実施回数	29件
主なテーマ	・茅ヶ崎市個人情報保護条例の一部改正の考え方(素案) ・新たな地域コミュニティの取り組みに関する条例(素案)の考え方 ・(仮称)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する 法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の基本的な考え 方(素案) ・茅ヶ崎ゴルフ場の利活用基本方針(素案) ・申核市への移行に関する基本的な考え方(素案) ・・地域防災計画修正について ・茅ヶ崎市地域情報化計画(素案) ・地域防災計画修正について ・茅ヶ崎市人口ビジョン(素案)及び茅ヶ崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略(素案) ・茅ヶ崎市総合計画第3次実施計画(素案) ・・茅ヶ崎市企業等立地等促進条例の改正の考え方(素案) ・茅ヶ崎市企業等立地等促進条例の改正の考え方(素案) ・茅ヶ崎市スポーツ振興基本計画(改訂版)(素案) ・茅ヶ崎市国民健康保険データヘルス計画(素案) ・茅ヶ崎市環境基本計画(2011年版)中間見直し(素案)
参加者数	571名
実施課かい	のべ23課

(5) 政策提案手続(条例第8条第5号)

政策提案手続とは、市民5人以上の連署をもって市長等に対して政策の案を提案することができます。

条例の施行から平成 28 年 10 月末までに、8 件の提案があり、そのうち 3 件が実際に市の政策に結びつきました。

政策提案の一覧

受付番号	処理区分	受理日	提案の名称・反映状況
No. 1	結果公表中	平成26年6月24日	茅ヶ崎市議会全員協議会における施策資料の
			ホームページでの公開について
			【反映状況】
			平成26年8月開催の全員協議会より、市ホームページで全員協議会の概要及び資料を公表することとし
			ました。
			資料等については、茅ヶ崎市ホームページ→「市政情報」→「情報公開・個人情報保護」内に、会議終了後速やかに掲載することとしました。
No. 2	取下げ	平成26年10月10日	(仮称) サザンビーチプロジェクト
No. 3	取下げ	平成26年11月28日	茅ヶ崎市発展と価値を創造する仕組みのご提
			案(「集まり・繋がり・住み続け・育つ」街の
			作り方)
			【反映状況】 政策提案頂いた事業を協働推進事業に提案し、採択
			されました。
No. 4	結果公表中	平成27年3月24日	茅ヶ崎ゴルフ場跡地を茅ヶ崎市営茅ヶ崎パブ
			リックゴルフ場公園(仮称)として存続させる。
No. 5	結果公表中	平成27年3月24日	市民と市が情報共有するために
			【反映状況】
			ホームページの検索システムの改善については、サ ービスの安定的稼働、サイト内検索利用者のプライバ
			シー保護及び多様な検索方法の維持のために、現行の
			ままとすることとしました。 業務棚卸評価のホームページにおける公開の改善に
			ついては、シートの色分けや結果概要の公表等により 改善することとしました。
No. 6	結果公表中	平成27年10月30日	湘南・茅ヶ崎北部を農/食/食文化と健康の景
			勝地へ
No. 7	結果公表中	平成27年12月24日	茅ヶ崎市の審議会等の改革のための提案
No. 8	結果公表中	平成28年2月3日	市民参加の意見交換会等が一歩前進する方法
			について

(6)審議会等の委員への市民の選任(条例第8条第6号)

審議会は、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、調停、審査、審議又は調査等 を行う機関です。

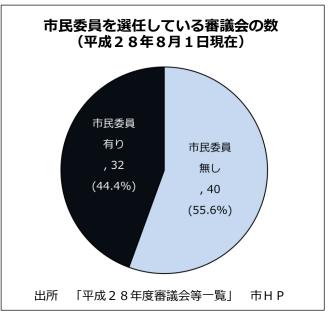
行政運営への市民参加の推進を目的として、審議会等の委員をその設置目的に応じて公募により選出しています。

審議会等の委員に市民を選任することで、各審議会等が所掌する事項の調査、研究、審査事項等について、協議、検討、集約、理論形成等を行う過程で、行政サービスの受け手である市民の意見を反映、尊重することができます。

一方で、市民委員として審議会に参画し、市 民意見を反映、尊重していくには、所掌事項に 関する一定程度の知識が必要です。

また、審議会等の中には、高度な専門的知識に基づく付議事項の審査を所掌事項とするものもあり、公募による市民の委員への選任が適当でない場合があります。

こうしたことから、審議会等の委員への市民の 選任にあたっては、審議会の所掌事項や特性を 踏まえ、市民意見の反映を前提とした有効性を 適切に判断したうえで、応募しやすい環境づく り等を行ってきました。



市民委員を選任している審議会

- ・ 茅ヶ崎市総合計画審議会
- ・ 茅ヶ崎市行政改革推進委員会
- ・茅ヶ崎市市民活動推進委員会
- ・茅ヶ崎市地域コミュニティ審議会
- ・茅ヶ崎市スポーツ推進審議会
- ・茅ヶ崎市地域医療推進協議会
- ・茅ヶ崎市みどり審議会
- ・ 茅ヶ崎市環境審議会
- ・茅ヶ崎市文化生涯学習プラン推進委員会
- ・茅ヶ崎市食育推進委員会

高度に専門的知識を要する審議会

- ・茅ヶ崎市建築紛争調停委員会
- ・茅ヶ崎市介護認定審査会
- ・茅ヶ崎市美術品審査委員会
- ・茅ヶ崎市擁護老人ホーム入所判定委員会
- · 治験審査委員会
- ・ 茅ヶ崎市不動産評価委員会
- ・ 茅ヶ崎市開発審査会
- ・茅ヶ崎市建築審査会
- ・茅ヶ崎市民生委員推薦会
- ・ 茅ヶ崎市障害者介護給付費等支給審査会

等

築

(7)その他市長等が適当と認める方法(条例第8条第7号)

<市民討議会>

市民討議会は、文教大学・茅ヶ崎青年会議所・市(市民自治推進課)が実行委員会を組織し、取り組んでいる市民意見の収集手法で、平成21年度より継続的に試行実施されています。

具体的には、市が示す課題やテーマについて、無作為抽出により集められた市民が、指定されたグループに分かれて討議し、市民意見を抽出するというものです。

平成27年5月には、実行委員会より、それまでの取り組みを振り返り「茅ヶ崎市市民 討議会の検証」報告書が作成され、無作為抽出の有効性と市民討議会の積極的活用につい て提言されました。

【 無作為抽出の有効性と市民討議会の積極的活用】

茅ヶ崎市の市民参加は、市民参加条例に基づき、様々な取り組みが行われているが、潜在的な市 民の声をどれだけ多く集めることができるかということは、常に課題となるところである。

市民のニーズや価値観が一層多様化していく中で、市民の声を政策に生かし、市民満足度を高めていくためには、これまで以上に市民参加の機会を増やし、幅広い層の市民の参加を得ることが求められる。

これまでの市民参加者層の中心は、60 代から 70 代であったと思われるが、茅ヶ崎市の人口構成を考慮しつつ、これからのまちづくりを進めていく上では、単に市民参加者数の増加だけでなく、20 代から 50 代の現役世代や主婦層の声も幅広く反映させていくことが大切である。こういった点からも無作為抽出により参加者を募集する市民討議会は、有効な手法であると言える。

もちろん、無作為抽出による市民参加が万能というわけではないが、地域社会の縮図とも言える、 無作為抽出によって選出された参加者が、中立・公平な運営と、議論に必要な十分な情報提供を受 け、結論ありきではなく、一側面に偏らない議論がなされるということのメリットは、今後の市民 参加を考えていく上での重要な要素となる。

一般的な問題として、市民は、自分に直接的な利害関係がないことに対しては関心を持ちにくく、 地域課題や市政に関心を持ち得ない市民が多く存在するということは否定できない。無作為抽出の ような抽選で参加者が決まるという受動的な参加手法は、こういった問題を解決する方策にもなり 得るとともに、これまで地域課題や市政に無縁であった市民の発掘にもつながるものであることか ら、さらに積極的に推進すべきである。

また、市政運営に市民参加が不可欠となった現在において、市民参加が少ないということは、その少ない意見を参考にして、事業等を策定せざるを得ないとも考えることができ、結果的に、一般的な市民が求める事業等との乖離が生じてしまう可能性がある。このことは、市にとっても市民参加のリスクとなる。

そのため、できるだけ幅広い市民の意見を市政に活かしていくためにも、市民討議会を市民参加 条例の「市民参加の方法」として位置付け、積極的に活用するとともに、様々な市民参加の場面に おいて、無作為抽出により参加者を募集するといった取り組みを拡大していくべきである。

~平成27年5月茅ヶ崎市市民討議会実行委員会発行「茅ヶ崎市市民討議会の検証」より抜粋~

平成28年度は、参加しやすい環境づくりの試行として、開催日時を土曜日の昼過ぎまでに短縮し、「学校施設の可能性(ポテンシャル)~「つながり」を生み出す学びの場づくりにむけて~」をテーマに実施しました。

市民討議会当日は、普段、会社に勤め、家事を行い、子どもを育て、学校に通い、趣味にいそしむ、そのような生活を送っている様々な市民からのご意見が集まりました。

また、参加者を対象に行ったアンケートでは、「市民討議会は市民の声を反映させるのに有効な手法と感じましたか」の設問に対し、「そう思う」「どちらかと言えばそう思う」と答えた方が約80%を占め、充実した市民討議会となりました。

なお、条例施行後における実施状況は、次のとおりです。

平成 26 年度

テーマ	「いつまでも暮らす・楽しむ茅ヶ崎ライフ~わたしたちの豊かな長寿社会に向
	けて~」
日 時	平成26年7月6日(日曜日)午前10時から午後5時
会 場	茅ヶ崎地区コミュニティセンター
参加者	3 0人
主催	茅ヶ崎市「市民討議会」実行委員会

平成27年度

テーマ 「地域コミュニティのさらなる活性化のために」	
日 時	平成27年12月6日(日曜日)午前10時から午後5時
会 場	茅ヶ崎地区コミュニティセンター
参加者	2 4 人
主 催	茅ヶ崎市「市民討議会」実行委員会

平成 28 年度

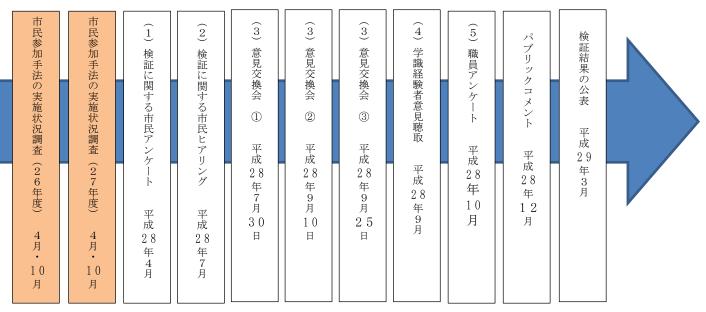
テーマ	「学校施設の可能性(ポテンシャル)~「つながり」を生み出す学びの場づくり		
	にむけて~」		
日 時	平成28年9月3日(土曜日) 午前9時30分から午後1時		
会 場	茅ヶ崎市役所本庁舎4階会議室2・3		
参加者 45人			
主催 茅ヶ崎市「市民討議会」実行委員会			

第2章 条例に基づく施行状況の検証

1 検証の手法とスケジュール

検証の流れ

条例の検証にあたっては、条例制定の目的を踏まえ、市民の皆様の現状認識やご意見を幅広く聴取できるように、アンケートやヒアリング、意見交換会、パブリックコメント手続等の様々な市民参加の方法を組み合わせて実施する中でいただいたご意見をはじめ、これまでの条例の施行状況や学識経験者からの意見聴取、職員アンケート等をもとに検証を行いました。

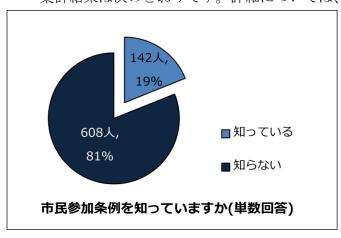


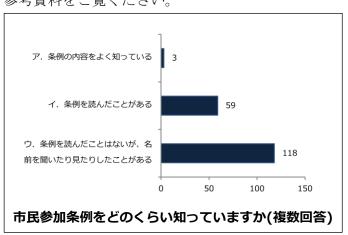
2 検証の内容と結果

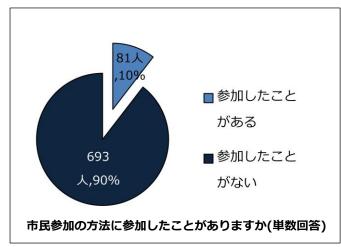
(1) アンケート

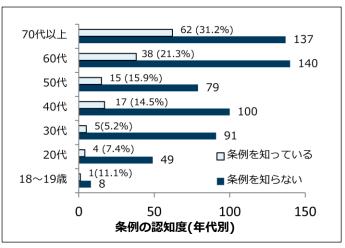
平成26年4月1日に施行した条例の施行状況等の検証の資料とすることを目的として、市内にお住まいの18歳以上の男女3,000人を住民基本台帳より無作為抽出し、郵送によるアンケートを実施し、790人から回答を得ました。

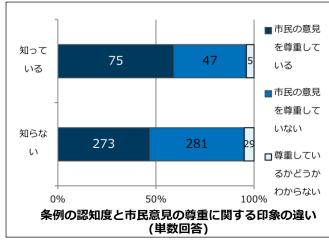
集計結果は次のとおりです。詳細については、参考資料をご覧ください。

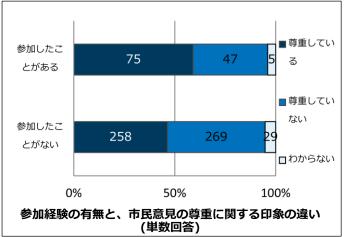












●条例の認知度について

- ・条例を知っていると回答した人は、142人で、全体の19%、さらにその中でも、条例の内容をよく知っていると答えた人は、わずか3人でした。18歳~30代までの認知度が、特に低い状況です。
- ・市民参加の方法に参加したことがあると回答した人は、81人で全体の10%と、認知度の低さを 反映した結果となりました。
- ・条例を「知っている」と答えた人や、市民参加の方法に「参加したことがある」と答えた人は、そ うでない人と比較して、「市が市民の意見を尊重している」という印象を持っています。

●参加した際に感じた印象について

<質問>

参加したことで感じた、市民参加の良い点・悪い点 (メリット・デメリット)、今後、機会があれば、もう一度参加したいと思いますか。

<アンケート結果>

- ・参加経験のある人に、その際に感じた印象を聞くと「行政の取組や考えを知る事が出来る」 や、「自分の考え方の幅や視野が広がる」といった、肯定的な印象を得ている方が、比較的多い 結果となりました。
- ・リピート意欲についても、約80%の人が参加へ一定の意欲を示していることがわかります。 ⇒<u>最初の参加</u>へのきっかけづくりや、興味関心を引き付けることが重要であることがわかりま す。

●市の情報の発信について

<質問>

参加したことがない理由、あるいは参加しなかった主な理由、市民参加を促進するために取り組むべきことは何ですか。

<アンケート結果>

- ・不参加の理由を尋ねた項目では、「実施していたことを知らなかった」と答えた人が圧倒的に 多い結果となりました。
- ・市民参加の推進のために必要な要素を尋ねた項目でも、情報提供や周知、PRに関する意見 が多く集まりました。

●意見の取扱いについて

<質問>

意見の尊重について、尊重していると思わないと回答した場合は、その理由は何ですか。

<アンケート結果>

- ・意見の尊重については、尊重していると「思う」、「思わない」の回答者はそれぞれほぼ同等 でした。
- ・尊重していると思わない理由の多くは、「意見が反映されていたとしてもどのように反映されたかわからない」というもので、この項目の回答者の55%、240人でした。

●無作為抽出による市民参加方法について

<質問>

無作為抽出による市民参加方法が「市民の声」を集めるための有効な手段だと思うか、また、 どのようなテーマが有効であると思いますか。

<アンケート結果>

- ・無作為抽出方式を用いた市民参加方法については、「有効であると思う」と回答した人が全体 の85%となりました。
- ・選択肢として提示した各選択肢については、いずれも有効なテーマとして挙げられ、特に、 住む地域に関すること、生活に関すること、高齢者に関すること等が多く選ばれました。

(2) ヒアリング

「(1) アンケート」の回答者790人のうち、アンケート紙面上では読み取りきれないニーズや課題を抽出することを目的として、ヒアリングを実施しました。

アンケート回答者からヒアリング調査にご協力をいただける承諾者 7 3 人の中から、自由記載欄に特徴的なご意見をいただいた方や年齢要件・男女比率等を勘案し、8 人を対象に、市役所やヒアリング対象者のお近くの公共施設(コミュニティセンター、公民館等)で実施しました。ヒアリング結果については、次のとおりです。

	40代 女性	40代 女性	60代 男性	70代 男性
市との関わり	特になし	特になし	特になし	地域課題の関係で、市への意見提出 を定期的に行っている
市政情報の獲得方法	市HP 公共施設へ来た際のチラシ等	広報紙、市HP、井戸端会議	広報紙、 公共施設へ来た際のチラシ等	広報紙 市HP
市政情報を得やすくするため の方策	・情報のジャンルを明確に見せる。 ・自分から、市民参加に関する情報を得ようとはあまり考えないので、自分の手元に直接届くような情報の形であればみるかもしれない。 ・スーパー等、自然と活用する場所に市政情報があれば、手に取ったり目にする機会も増える。	・地域ごとに核となっているような、郵便局、商店、施設等に協力してもら	HPを見ないので、紙媒体での情報発信が重要。	
アンケートへ回答した理由	何か協力したいと思った。	市民としての責任をもって、協力したいと思った。	協力しようと感じたから。	これまで、個人的に市民参加をすることはあまりなかったが、自宅に届いたので回答した。
条例に対する意見		市民参加は、より良いまちにするため に意見するものであって、批判やク レームに終始しては意味がない。		
参加意欲について	無作為抽出などで選出されれば、参加 しても良い	時間に都合があえば、是非参加したい	興味のあるテーマであれば参加した い。	
これまで参加したことのある 方法	NO	NO	NO	説明会、市長への手紙
参加したときの感想	NO	以前意見を出したり相談をした際に、 市として対応はできなくても、工夫方 法などを聞くことができ、有意義だっ た。	NO	意見はしっかりと取り扱われた。
無作為抽出の有効性につい て	有効であると思う	有効であると思う	有効であると思う	有効であると思う
理由		無作為抽出で選ばれることで、協力してみようという気持ちになるから。 茅ヶ崎には、そのような気概を持っている方が多くいるように感じる。		特に住む地域のテーマなどであれば、答えやすい。
意見の取扱いについて	尊重していると思わない	尊重していると思わない	尊重していると思う	尊重していると思う
理由	意見がどのように反映されたかわからないから。			意見に対して回答があり、対応された ことがわかったから。
市民参加をしやすくなる工夫 のアイデア	LINEなどのSNSを使って、気軽に情報 を見られるようにする。	・意見交換会等は、1回だけではなく、 午前午後で時間帯を分けるなどする。 ・twitterやLINEなど、直接参加できる 機会を増やす。 ・市民税や、保険、年金の関係など、 生活に直結する通知と共に、 原面に即 則するなどして)送付することで、市民 の目に留まる機会が増えるのでは。		意見の聴取を、自治会など小さい地域 で実施すること。その方が意見が出し やすいし、まとめやすい。
その他	知りたいことがあっても窓口に聞いて いいのかわからず、そのままになって しまう。		茅ヶ崎市の広報紙は、寒川の物に比 べて内容が少ない。	
感想		相談をしてみれば、しっかりと対応して もらえることがあるのに、相談をせずに ただ批判的な意見を言っている人が 多いように感じる。		

	20代 女性	40代 女性	30代 男性	60代 女性
市との関わり	仕事での関わりがある	特になし		活動している団体とし ての関わりがある
市政情報の獲得方法	・スマホ・広報紙	·市HP ·広報紙 ·井戸端会議	広報紙 公共施設(市立病院)設置のチラシ 市HPの市民参加カレンダー	広報紙 団体から直接
市政情報を得やすくするため の方策		SNSを使って情報を拡散する		
アンケートへ回答した理由	協力しようと感じたから。	協力したいと思った。	協力しようと感じたから。全体を通し見て、設問数が多くはなかったため。	答えなければいけな いものだと思った。
条例に対する意見	はできないが、このよう	この条例が、まちづくりに関する活動 に参加することを定めたものなのか、 意見を出すことを定めたものなのか、 わかりづらい。		
参加意欲について	知っていれば参加したいという意欲がある。	興味のある内容であり、時間に都合 が合えば、参加したい。	興味のある内容であれば、意見交 換会やパブコメにも参加したいと思 う。	
これまで参加したことのある 方法	ヒアリング	担当課への意見提出	アンケート	
参加したときの感想	ヒアリングを受けた際、意 見を親身に聞いてもらう ことができた。	意見は反映されなかったが、すぐに返答があり、どのようにすれば良いかのアドバイスもあったことで、良い印象であった。		
無作為抽出の有効性について	有効であると思う	有効であるとは思わない	有効であると思う	
理由	設定された場には行きづらい人や、大勢の中では 意見の言いづらい人にも 抽出され、意見を聞ける 可能性があるため。	市の人口に対してアンケートの人数が 少ないのでは。	理由: 普段興味のない人へアプローチが出来る。取り組み自体のPRをすることが出来る。市民参加を推進するためには、今回のような無作為抽出によるアンケート等をもっと実施していくべき。	
意見の取扱いについて	尊重していると思う	尊重していると思わない	尊重していると思う	
理由	いてもらった経験がある から。	意見を出した時の体験としてではなく、客観的な意見として考えて、尊重されている様子が見えないから。 結果をみるために市HP等を見ようとはあまり思わないので、スーパーのお客様意見のように、来庁者の多い場所に張り出しておけば、待ち時間等に見るのでは。	理由:過去に自転車に関する政策 を調べた際に、意見の取扱いが はっきりと示されていたため。	
市民参加をしやすくなる工夫 のアイデア	埋がなわげいい (ねウ	地域毎で、地域の事(歴史、成り立ち、起こり得る災害等)を勉強する機会が、グループワークのような形で実施されれば、地域について詳しくなり、愛着を持ったり、市政に関心を持つことができるのではないか。 会場として地域の小学校を選ぶことで、地域をより身近に感じる機会ともなる。	アンケート実施時、参考回答時間 の表示をすること。 手に取った時に、全体の概要がわ かるような工夫をすること。	
その他		普段であれば、意見をどのように、ど こに伝えたら良いかわからない。説明 会などをするときには、一方的な説明 だけではなく、意見をしっかり言える機 会があるとよい。	着を持てるような取組や教育が重	団体の活動(市民活動)に参加したことで、市の取組や市政について知ることが出来、関心を持って市民参加することにもつながった。
感想	アンケートが届いたことで市に親近感を持った。		このような取り組みをしていること を知ることが出来て良かった。	

【ヒアリングの比率】

・アンケート回答者790人のうちヒアリング承諾者73人 アンケート回答者のうち9%の方がヒアリングを承諾していただきました。

(3) 意見交換会

条例の検証に向けて、条例の施行状況について、市民の皆さまと直接意見を交わす場として、 意見交換会を7月に1回、9月に2回実施しました。

実施概要については、次のとおりです。

なお、詳細については、参考資料をご覧ください。

市民参加条例の検証に向けた意見交換会Vol.1 概要

<開催概要>

日 時 平成28年7月30日(土) 10時~12時

場 所 茅ヶ崎市役所 本庁舎4階 会議室1

参加人数 7人

概 要 冒頭に条例の概要や、施行状況を説明した後、検証のために行っているアンケートや ヒアリングの結果を説明しました。

> その後、ワークショップ形式で、条例や市民参加に関する課題の意見出しと、分類の 仕分けを行いました。

※ 意見交換会の開催後、8月22日までの24日間、電子メールや FAX 等で追加の意見提出を 受け付けました。



市民参加条例の検証に向けた意見交換会 vol.2 概要

<開催概要>

日 時 平成28年9月10日(土) 10時~11時30分

場 所 茅ヶ崎市役所 分庁舎6階 コミュニティホール

参加人数 7人

概 要 冒頭に条例の概要や、施行状況を説明した後、検証のために行っているアンケートや ヒアリング、7月に開催した意見交換会の結果を説明しました。

> その後、ワークショップ形式で、茅ヶ崎市における市民参加の4年後のあるべき姿や そのための方策について、意見交換を行いました。



市民参加条例の検証に向けた意見交換会 vol.3 概要

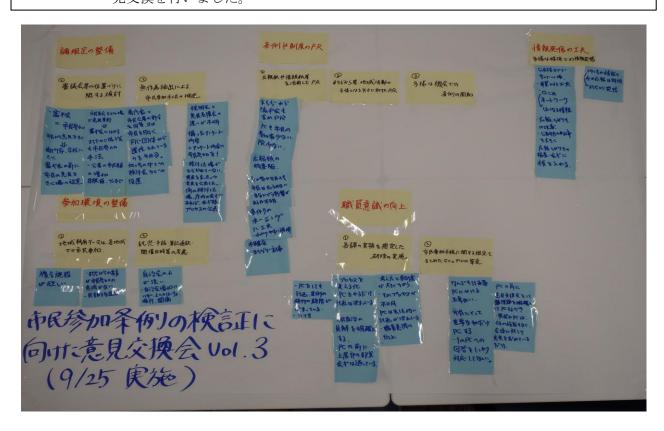
<開催概要>

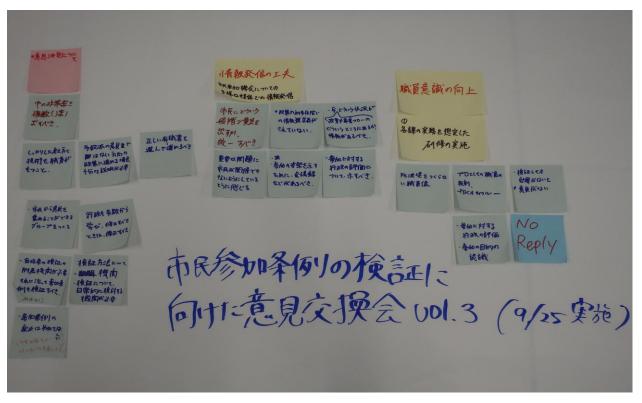
日 時 平成28年9月25日(日) 10時~12時

場 所 茅ヶ崎市役所 本庁舎3階 会議室3

参加人数 14人

概 要 意見交換会3回目の今回は、冒頭で、条例の概要や施行状況、市民アンケートなどの 説明に加え、1回目及び2回目の意見交換会にて話し合われた内容などについて情報 共有した後、市民参加の発展に向け市が取り組みたい内容を発表し、それに基づく意 見交換を行いました。





(4) 学識経験者の意見

条例の検証に際して、条例制定の基礎となり、同時期に実施している、自治基本条例の検証 作業と連携及び整合を図るため、自治基本条例の検証に携わる学識経験を有する方から意見を 聞きました。

市民参加等に関する主な意見については、次のとおりです。

学識経験者からの意見一覧(抜粋)

茅ヶ崎市自治基本条例

第5条 市民の権利及び第6条 市民の権利

<施行状況(取組状況)について>

第16条 市民参加にも関わるが、附属機関の委員構成について、公募市民が一定の割合を占めるよう委員を選任するという旨を何らかの規程で定めるべきと考える。

<条文又は逐条解説について>

条文及び逐条解説を改正する必要はないと考える。

第16条 市民参加

<施行状況(取組状況)について>

- (1) 市民参加条例アンケート調査結果を見ると、「茅ヶ崎市では、市民の皆さまからいただくご意見を尊重していると思いますか。」という設問について、約半数が「尊重していると思わない」と回答している。市民意見に対する市の考え方(回答)が市民に十分に伝わっていないということが、その理由のひとつであると考えられる。市民参加により提出された意見をすべて取り入れるということではなく、意見を取り入れなかった場合は、その理由や市の考え方について詳細に伝えることが市民参加の満足度につながる。市民参加手続について、組織全体で理解を深めることが必要であると考えられる。
- (2) 市民参加条例第8条に規定するパブリックコメント手続に関して、他自治体の事例では、パブリックコメント手続で示された条例の制定改廃の内容と、議会に提出される条例案の内容が大きく異なるといった事例も見受けられるが、本来のパブリックコメント手続は、条例や計画等の原案に対する市民の考え方を聴取するものであるから、市の考え方をできるだけ詳細に示した上で意見を聴取する必要がある。なお、条例の制定改廃の場合は、法制執務上の技術的事項についてはパブリックコメントの対象とする必要は無い。
- (3) 市民参加条例第8条では、「審議会等の委員への市民の選任」は市民参加の方法のひとつとして位置付けられている。しかしながら、条例の制定、改廃、運用若しくは評価又は政策の策定、改廃、実施若しくは評価の過程において市民参加の方法を実施するよう努力義務を定めている同条例第9条では、「審議会等の委員への市民の選任」は含まれていない。また、他自治体の市民参加条例では、審議会等を市民参加手法として位置付けている事例もある。これらの事項について、市民参加条例の検証において当該条項の規定を見直す必要があると考える。

<条文又は逐条解説について>

条文及び逐条解説を改正する必要はないと考える。

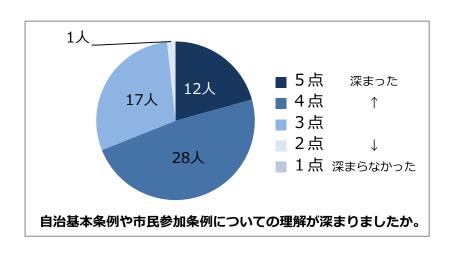
(5) 職員研修の実績

市政運営への市民参加の推進を目的に、職員研修を継続的に実施しています。 平成27年度に実施した職員研修の実績は、次のとおりです。

平成27年度

1 1%=1 〒1文				
研修日	(1)平成27年4月23日	(2)平成28年1月13日		
研修内容	「協働・市民参加に関する職員説明会」	自治基本条例・市民参加条例 職員研修会 「自治基本条例のさらなる推進のために(市民 参加条例を学ぶ)」		
講師	庁内講師 市民自治推進課職員	松下 啓一 氏 (相模女子大学人間社会学部教授)		
参加者(対象)	平成26、27年度に担当主査に昇任し た者	主幹・課長補佐級の職員 104名		

※平成28年1月13日に実施した研修会については、参加者104人に対してアンケートを実施 し、その結果は、次のとおりです。

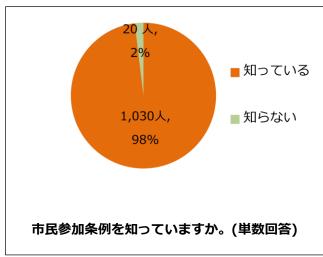


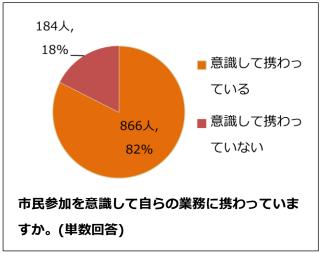
(6) 職員アンケート

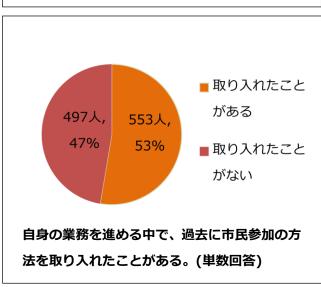
アンケート結果

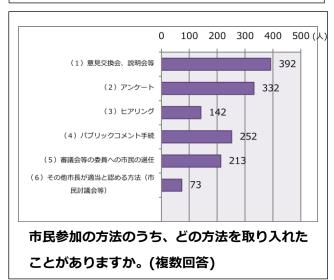
条例に対する職員意識の把握及び条例検証作業への反映、また、調査を契機とした市民参加に関する意識の浸透を目的として、条例に関する職員アンケートを実施しました。

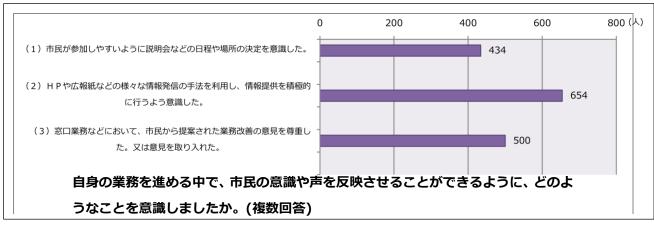
集計結果は、次のとおりです。詳細については、参考資料をご覧ください。









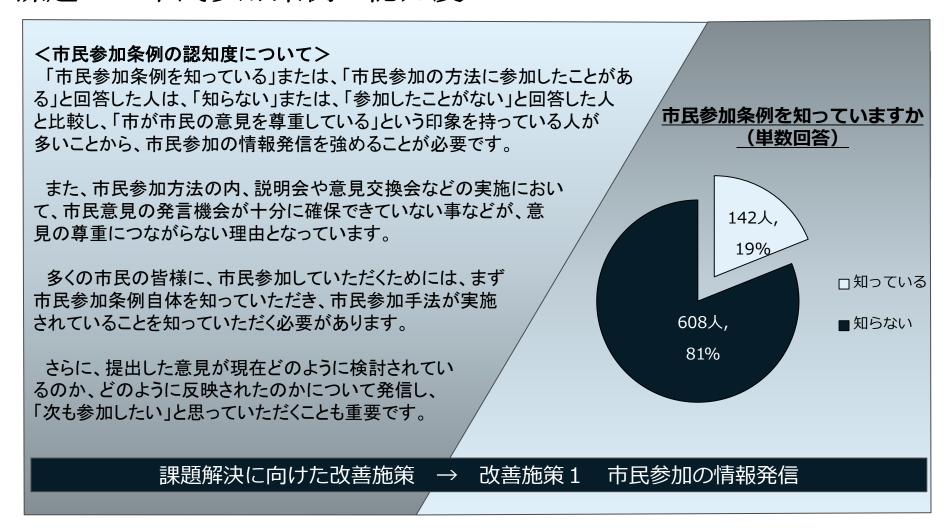


- ・市民参加条例を認識している職員は、1,030人で、全体の98%、さらに、866人、全体の82% の職員が市民参加を意識して、自らの業務に携わっているとの結果となりました。
- ・職員一人一人の市民参加手法の実施経験については、553人、全体の53%の職員が取り入れたことがあると回答し、特に、意見交換会、説明会等の市民参加手法がもっとも利用された手法であるとの結果となりました。

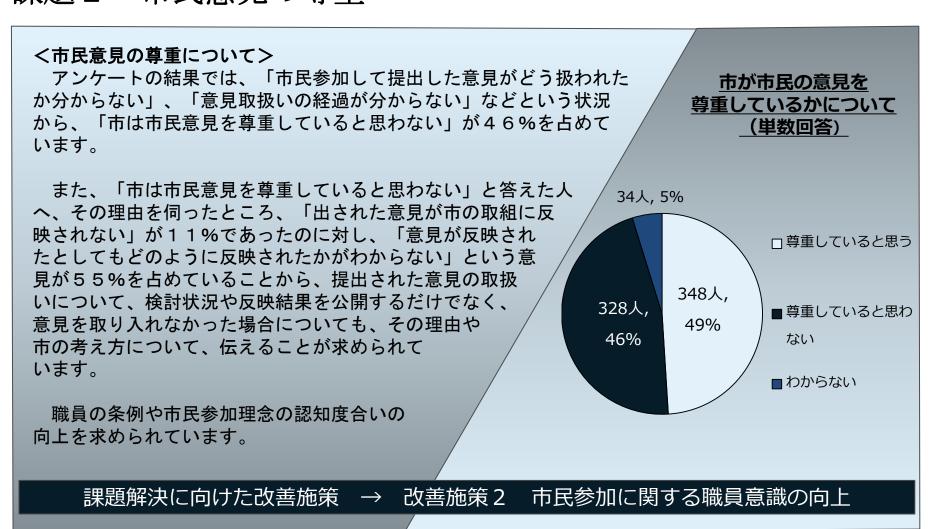
3 検証により導き出された課題

これまで実施してきた条例の施行状況の検証作業の結果、大きく3つの課題が浮き上がりました。

課題1 市民参加条例の認知度



課題2 市民意見の尊重



課題3 市民参加方法の適正な運用

<パブリックコメント手続の適正な運用について>

パブリックコメントを実施した後、やむを得ない理由以外の理由で、パブリックコメント 案が変更されているなどの意見があり、運用の統一が求められています。

<市民参加における審議会の位置づけの検討>

附属機関(審議会)の設置は、地方自治法(第138条の4)の設置目的のとおり、主に、調定、審査、諮問、調査を目的に置くものであるほか、委員へ任命されると非常勤で特別職の公務員として市長から委嘱されることなどから、附属機関(審議会)の会議自体を市民参加として位置付けず、公募の市民委員を選任することについてのみを市民参加として位置づけています。

一方で、委員は、公募の市民委員以外にも、事業者や地域の代表など、 市民で構成されていることが多いことなどから、審議会を市民参加手法と することは妥当であるという意見があります。

<政策提案手続の認知度について>

政策提案手続は、市民の皆様から自由な発想やアイデアを市の政策として提案できる市民参加方法です。

意見交換会やアンケートなどと異なり、市民の皆様から自発的に 市民参加できる手法ですが、市民参加条例の施行から、8件と件 数が少ない状況です。

<無作為抽出による市民参加の推進について>

市政運営に市民参加が不可欠となった現在において、市 民参加が少ないということは、その少ない意見を参考にし て、事業等を策定せざるを得ないとも考えることができ、結 果的に、一般的な市民が求める事業等との乖離が生じ てしまう可能性があます。このことは、市にとっても市民 参加のリスクとなることが考えられます。
 市民討議会は

 市民の声を反映させるのに

 有効な手法と

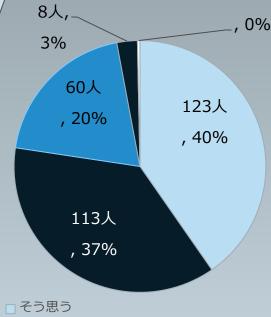
 感じましたか

 (単数回答)

 1人

 8人,

 3%



- どちらかといえばそう思う
- どちらともいえない
- どちらかといえばそうは思わない
- 一 そう思わない

市民委員を選任
している
田藤 (44.4%) 市民委員 無し (44.4%) (55.6%) (55.6%)

課題解決に向けた改善施策 → 改善施策3 市民参加の方法の運用の充実

第3章 課題解決に向けた改善施策 ~市民参加の推進を目指して~

第3章では、条例を施行した平成26年4月以降の、行政運営に対する市民参加の視点でのご 意見や、アンケート、意見交換会をとおしていただいた市民意識を確認した上で導き出された課 題を踏まえ、今後の市民参加の推進に向けた新たな取組を位置付けます。

第2章でご紹介しましたアンケートやヒアリング、意見交換会などをとおして、「市民参加条例の認知度」、「市民意見の尊重」、「市民参加方法の適正な運用」などについて、多くのご意見が寄せられました。

これら3点の課題や、いただいた様々なご意見を踏まえ、市民参加の推進を図るため、4年後 に予定している次回の条例検証までの期間に、課題解決に向けた、改善施策を実施していきます。

課題解決に向けた改善施策の取組体系一覧

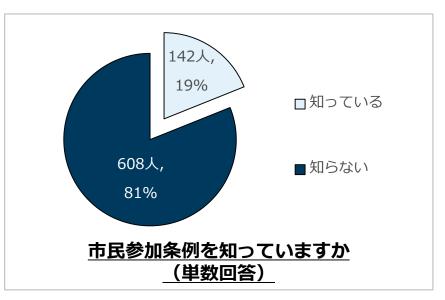
改善施策 1	(1)市民参加条例の周知啓発
市民参加の情報発信	(2)市民意見の反映状況に関する情報発信
改善施策 2 市民参加に関する 職員意識の向上	(1)市民参加マニュアルの策定
	(2)職員研修の実施
	(1) パブリックコメント手続の運用について
改善施策 3	(2)市民参加における審議会の位置づけの検討
市民参加の方法の運用の充実	(3)政策提案手続のPR
	(4)無作為抽出手法での市民参加手法の実施
市民参加や条例全般について	

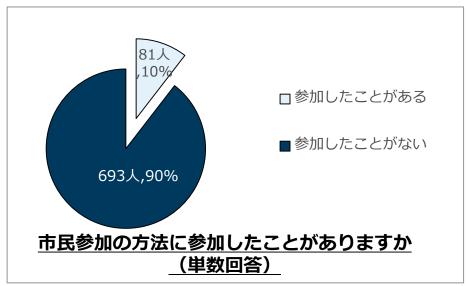
改善施策1 市民参加の情報発信

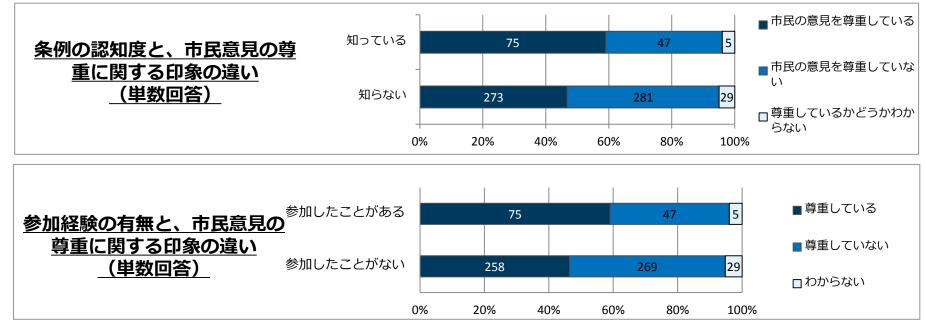
(1) 市民参加条例の周知啓発

現状の確認 マアンケートより~

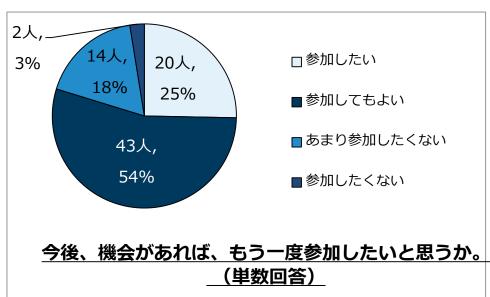
- ・条例を知っていると答えた人は142人で全体の19%、さらにその中でも、条例の内容をよく知っていると答えた人は、わずか3人であった。特に、18歳~30代までの認知度が低い。
- ・市民参加の方法に参加したことがあると回答した人は、81人で全体の10%と、認知度よりもさらに低い。
- ・条例を「知っている」と答えた人や、市民参加の方法に「参加したことがある」と答えた人は、そうでない人と比較して、「市が市民の意見を尊重している」という印象を持っている人が多い。







- ・参加経験のある人に、その際に感じた印象を聞くと、「行政の取組や考えを知る事が出来る」や、「自分の考え方の幅や視野が広がる」といった、肯定的な印象を得ている人が比較的多い。
- ・リピート意欲についても、約8割の人が参加 へ一定の意欲を示している。
- ・これらのことから一度参加すれば、次回の市 民参加につながることがアンケートから把握す ることができる。



~ヒアリングより抜粋~

- ・市民参加の機会について知っていれば、参加したいという意欲がある。
- ・興味のあるテーマについて積極的に市民参加したい。
- ・市全体に聞くのではなく、地域ごとに聞くことで参加しやすくなったり、意見が出しやすくなる。

~意見交換会・寄せられたご意見より抜粋~

- ・意見が提出され、どのように変化があったのかどうか、PRを大きくするべき。
- ・市民の意見を反映し、何か制度や条例を改善したり、変更することがあったのであれば、その様子や理由を 公表し、他の市民にも知らせてほしい。 ・広報紙よりも、地域紙をよく読んでいる人が多い。
- ・紙媒体を求める人もいる。逆に、HP等を活用すべき対象もいる。回覧を読まない人や、学校からの通知であれば読んでいる人など、様々な考えの人がいる中で、相手にあわせた情報の発信が重要である。
- ・寒川町の広報紙のように、読みやすい、カラー刷り、冊子型を導入すべき。
- ・意見を聞こうとしている事業の内容について、何を目的に聞こうとしているのか、事業が変化することで市 民にどう影響があるのかを明確にすべき。 ・市民の関心を引くような情報の発信の仕方を考えるべき。

2. 課題の抽出

多くの市民の皆様に、市民参加していただくためには、まず市民参加条例自体を知っていただき、市民参加手法が 実施されていることを知っていただく必要があります。

アンケート結果から、市民の皆様の多くが市民参加条例を知らない状況にありますが、現状では条例や市民参加機会の周知啓発に関する取組が少なく、情報発信が満足にできていない状況が見受けられます。

さらに、「市民参加条例を知っている」または、「市民参加の方法に参加したことがある」と回答した人は、「知らない」または、「参加したことがない」と回答した人と比較し、「市が市民の意見を尊重している」という印象を持っている人が多いことから、市民参加の情報発信を強めることが必要です。市民参加を推進するためには、条例について周知し、市民に理解されることが必要です。

改善施策の実施に向けた取組み

<地域の活動主体に向けたPRの実施>

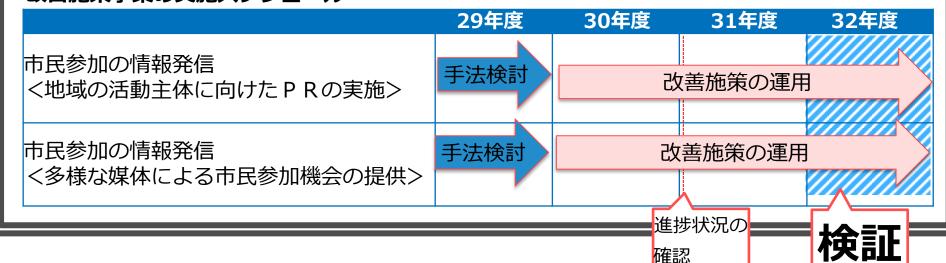
まちぢから協議会等で地域の活動に携わる方々に向けて、条例パンフレット等による市民参加の周知啓発を行い、地域活動に市民参加の理念浸透を目指します。

<多様な媒体による市民参加機会の提供>

ちらしや広報紙、市ホームページ等、情報の受け手のニーズに合わせて多様な媒体を用いて情報提供を行い、市民の参加機会の提供を図ります。

SNSやミニコミ誌、ケーブルテレビ番組等の活用について検討し、幅広く市民参加の機会を提供します。

改善施策事業の実施スケジュール

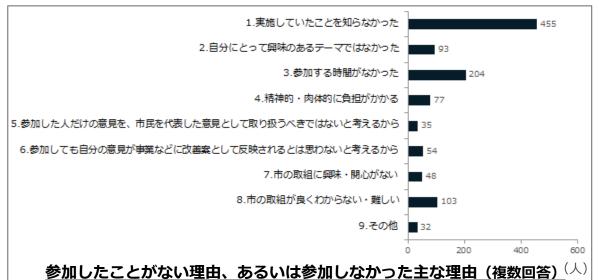


改善施策1 市民参加の情報発信

(2) 市民意見の反映状況に関する情報発信

現状の確認 マアンケートより~

- 不参加の理由を尋ねた項目では、「実施していたことを知らなかった」と答えた人が圧倒的に多かった。
- ・市民参加の推進のために必要な要素を尋ねた項目でも、情報提供や周知、PRに関する意見が多く集まった。



市民参加を推進するための取り組むべ	きこと
<u>(複数回答</u>)	(人)
1. 市民参加機会の増加	<u>117</u>
2. 広報紙、HPによる情報の提供	359
3. わかりやすい説明や、見やすい資料の 作成	296
4. 市の取組に関する勉強会の開催	64
5. 意見の反映状況の P R	393
6. 職員の能力向上	<u>149</u>
7. 市民参加機会のPR	260
8. 時間・場所・通訳などの環境の配慮	67
9. その他の環境の配慮	56
10. 新しい参加手法の創出	<u>111</u>

~ヒアリングより~

- ・条例や計画で、どんなことが決まったのかという内容や情報を目にすることが少ない。
- ・出されている情報が、どのジャンルの情報なのかどうかが明確に分かれば手に取りやすい。
- ・どの参加手法においても、資料や会の冒頭に、主題や課題を明示し、何故意見を聞きたいのか、どの部分に意見を聞きたいのかをはっきりとさせることが重要である。
- ・ (無作為抽出手法の)アンケートのように、自分の手元に直接市政の情報が届けば、興味を抱く。

~意見交換会・寄せられたご意見より~

- ・アンケートを実施するときは、目的を明確にするべき。
- ・今に至るまでの過程が公表されておらず、ないものとされていると感じる。
- 審議会の開催情報等、市ホームページに誤った情報が載っていることがある。正確な情報を掲載すべき。
- ・すべての施策において、説明が足りない。情報の共有がなされていない。
- ・市民参加への市民の関心を高めるための方策を市民参加で検討してほしい。
- ・市民参加の目的である「市政への市民意見の反映」がどのようであったか、その結果に対する「市民自治の確立」の観点からの評価について、市民に提示・説明されることが必要。

~学識経験者意見より~

- ・条例についてアンケート調査結果を見ると、「茅ヶ崎市では、市民の皆様からいただくご意見を尊重していると思いますか。」という設問について、約半数が「尊重していると思わない」と回答している。 市民意見に対する市の考え方(回答)が市民に十分に伝わっていないということが、その理由のひとつであると考えられる。
- ・市民参加により提出された意見をすべて取り入れるということではないが、意見を取り入れなかった場合は、その理由や市の考え方について詳細に伝えることが市民参加の満足度につながる。

2. 課題の抽出

多くの市民の皆様に、市民参加していただくためには、まず市民参加条例自体を知っていただき、市民参加手法が実施されていることを知っていただく必要がありますが、提出した意見が現在どのように検討されているのか、どのように反映されたのかについて発信し、「次も参加したい」と思っていただくことも重要です。

アンケート結果等から、市民の皆様の多くが市民参加条例を知らない状況にありますが、現状では条例や市民参加機会の周知啓発に関する取組が少なく、情報発信が満足にできていない状況にあります。

さらに、「市は市民意見を尊重していると思わない」と答えた方のうち、その理由を伺ったところ、「出された意見が市の取組に反映されない」が11%であったのに対し、「意見が反映されたとしてもどのように反映されたかがわからない」という意見が55%を占めていることから、実施後の結果等についてもしっかりと周知することが重要です。

改善施策の実施に向けた取組み ==

<参加意欲の醸成に向けたPRの実施>

提出した意見がどのような経過にあるのか、提出した意見はどのように扱われたのか等の周知をはじめ、市の重要な政策や計画の企画から実施決定過程において取り組んだ市民参加方法が与えた影響や結果等を情報発信し、市民参加の経過や成果をPRするとともに、市民の参加意欲の醸成を図ります。

<多様な媒体による市民意見の反映状況のPRの実施>

ちらしや広報紙、市ホームページ等、情報の受け手のニーズに合わせて多様な媒体を用いて、市民意見の反映状況に関する情報提供を行い、市民の参加意欲の醸成を図ります。

改善施策事業の実施スケジュール

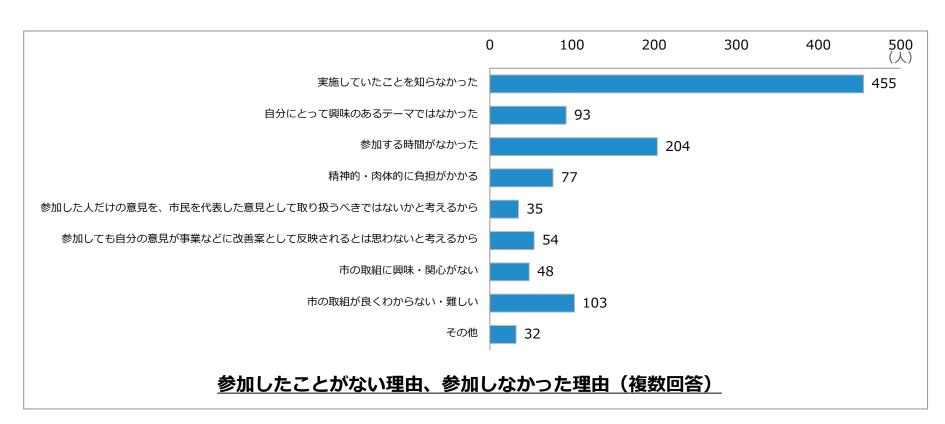
	29年度	30年度	31年度	32年度
市民参加の情報発信 <参加意欲の醸成に向けたPRの実施>	手法検討	5	│ 女善施策の運 │	I用
市民参加の情報発信<多様な媒体による 市民意見の反映状況のPRの実施>	手法検討	5	↓ 女善施策の運 ↓	I用
			き歩状況の 記認	検証

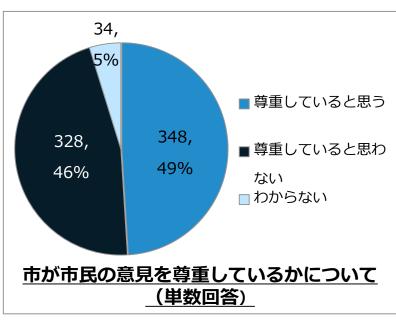
改善施策2 市民参加に関する職員意識の向上

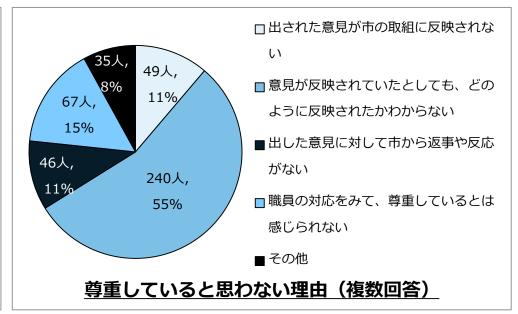
(1) 市民参加マニュアルの策定

現状の確認 マアンケートより~

- ・参加したことがない理由、参加しなかった理由について、「実施していたことを知らなかった」と答えた人が、455人と非常に多い。
- ・また、参加する時間がなかったという人も多い。
- ・3番目に多いのは、市の取組がわからない・難しいという理由。
- ・市が市民の意見を尊重しているかについては、「尊重していると思う」と「尊重していると思わない」 がほぼ半分に分かれたが、「尊重していない」と答えた人に理由を聞くと、「意見が反映されたとして も、どのように反映されたかがわからない」と答えた方が240人と多い。







~ヒアリングより抜粋~

・意見に対して回答や説明があり、対応されたことが分かった。

~意見交換会・寄せられたご意見より抜粋~

- ・紙媒体を求める人もいる。逆に、HP等を活用すべき対象もいる。回覧を読まない人や、学校からの通知であれば読んでいる人など、様々な考えの人がいる中で、相手にあわせた情報の発信が重要である
- ・市民の意見を反映し、何か制度や条例を改善したり、変更することがあったのであれば、その様子や理由を公表し、他の市民にも知らせてほしい。
- ・意見が提出され、どのように変化があったのかどうか、PRを大きくするべき。
- ・市民参加手法を用いて市民の意見を聞こうとしている内容について、何を目的に聞こうとしているのか、意見を採り入れ変えることで市民生活にどう影響があるのかを明確にすべき。
- ・市民の関心を引くような情報の発信の仕方を考えるべき。
- ・議論の主題や、市民の生活にどのように影響するのかがわかりづらい資料が多い。
- ・計画や条例は、それを作ること自体が目的になっている。
- ・行政が市民の意見や提案をどのように取り上げ、どのように反映するのか、運用の方法が不明確である。
- ・公共施設の建設など、多様な意見を取り入れるためには、「素案」段階に至らない当初の段階から、丁寧に機会を作っていく必要がある。 ・事前配布等によって市民の理解を促進する配慮が必要。

2. 課題の抽出

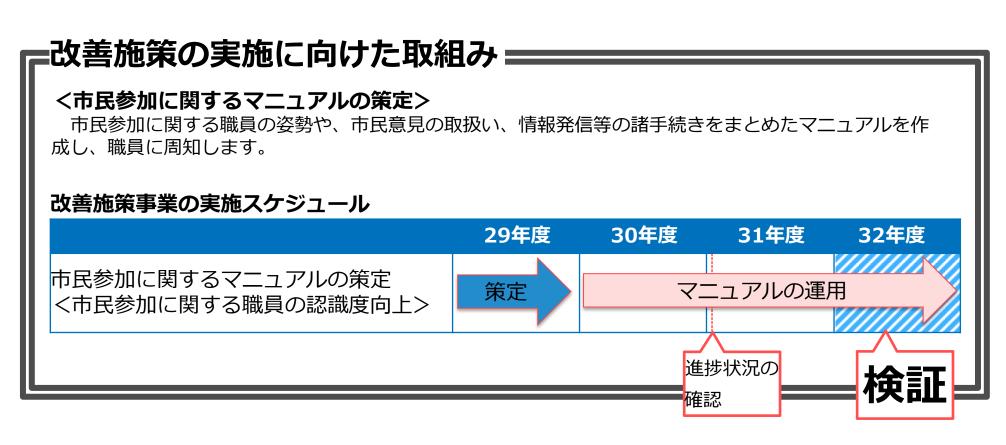
アンケートより「市民参加条例を知っている」または、「市民参加の方法に参加したことがある」と回答した人は、「知らない」または、「参加したことがない」と回答した人と比較し、「市が市民の意見を尊重している」という印象を持っている人が多いことから、市は、市民参加の情報発信を強め、多くの市民に市民参加していただくことが必要です。

また、「市民参加して提出した意見がどう扱われたか分からない」等という状況から、「市は市民意見を尊重していると思わない」が46%を占めており、その中で、「意見が反映されたとしてもどのように反映されたかがわからない」という意見が55%を占めていることから、提出された意見の取扱いについて、検討状況や反映結果を公開するだけでなく、意見を取り入れなかった場合についても、その理由や市の考え方について、伝えることが求められています。

あわせて、パブリックコメントの適正な運用を求められています。

さらに市民参加方法の内、説明会や意見交換会などの実施において、市民意見の発言機会が十分に確保できていない事などが、意見の尊重につながらない理由にもなっています。

これらのことから、条例について周知し、市民参加機会を増やすとともに、意見の取扱い等について市民に示すことが必要であり、市民参加に関する職員の認識度の向上を図る必要があります。

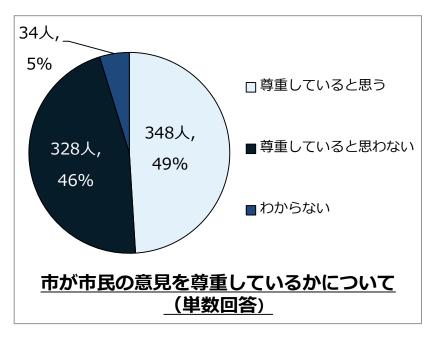


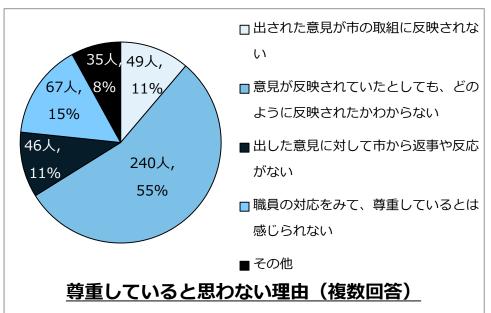
改善施策2 市民参加に関する職員意識の向上

(2) 職員研修の実施

現状の確認 マアンケートより~

- ・意見の尊重については、尊重していると「思う」、「思わない」の回答者はそれぞれほぼ同等であった。
- ・尊重していると思わない理由の多くは、「意見が反映されていたとしてもどのように反映されたかわからない」というもので、この項目の回答者の55%、240人であった。





~ヒアリングより~

- ・過去に市の政策を調べた際に、市民から出された意見の取扱いがQ&Aのようにはっきり示されていた。
- ・過去に意見を出した際に、すぐに返答があり、対応できない事であったが、その理由を説明した上で、 他の方法を探ってくれた。
- ・自分が出した意見がどのように扱われたかが、日常生活を送る上では目にとまらず、意見が出されて、 尊重されているかどうか見えない。日常で自然と目につく場所に、もっと情報を出してほしい。

~意見交換会・寄せられたご意見より~

- ・市民参加を実施したというのみで留まっており、意見を尊重しているとは言えない。
- ・市職員が、自治基本条例や市民参加条例についてしっかりと理解していない。
- ・情報共有等、市政運営の原則となる部分を理解していない。
- ・職員研修において、条例の理念や考え方を伝える講義形式で行うのではなく、各課の事務や窓口での事業を想定して、実践的な取り組みを行うべきである。
- ・「市民参加手法を実施すること」だけが目的になるような、形式的な運用になっている。
- ・市民参加条例逐条解説に、「市は、市民参加の方法により提出された意見、提案等を多角的かつ総合的に検討し、市政に反映させるよう努めなければならない」と示されているが、条文にない「議会や市長等による検討が欠かせない」ということを持ち出し、市民の意見や提案を防いでいるように感じる。

進捗状況の

確認

~学識経験者意見より~

- ・市民参加により提出された意見をすべて取り入れるということではないが、意見を取り入れなかった場合は、その理由や市の考え方について詳細に伝えることが市民参加の満足度につながる。
- ・市民参加手続について、組織全体で理解を深めることが必要であると考えられる。

2. 課題の抽出

アンケートの結果においては、「市民参加して提出した意見がどう扱われたか分からない」、「意見取扱いの経過が分からない」等という状況から、「市は市民意見を尊重していると思わない」が46%を占めています。

また、「市は市民意見を尊重していると思わない」と答えた人へ、その理由を伺ったところ、「出された意見が市の取組に反映されない」が11%であったのに対し、「意見が反映されたとしてもどのように反映されたかがわからない」という意見が55%を占めていることから、提出された意見の取扱いについて、検討状況や反映結果を公開するだけでなく、意見を取り入れなかった場合についても、その理由や市の考え方について、伝えることが求められています。

一方、職員に対するアンケートでは、「市民参加条例を知っている」と答えた職員が98%を占め、「市民参加を意識して自らの業務に携わっている」と答えた職員が82%を占めているのに対して、「自身の業務を進める中で過去に市民参加の方法を取り入れたことがない」と答えた職員が47%で、市民参加は意識しているものの、市民参加に関する経験が不足していることが見受けられます。

こうした状況から職員の条例や市民参加理念の認知度合いの向上等が求められています。

改善施策3市民参加の方法の運用の充実

(1) パブリックコメント手続の運用について

1. 現状の確認

~これまで運用する中で出された意見~

・パブリックコメントの実施件数が増加したことで、複数の案件に関心のある市民にとって、素案の理解 や意見の提出が困難になっている。

~意見交換会・寄せられたご意見より~

- ・それぞれの案件を、パブリックコメントにかける基準がわからない。
- ・条例を制定する際に、「考え方」をパブリックコメントにかける流れが多いが、それが具体的な条例に なった際に、内容が大きく異なってしまうことがあり、その過程が不明確である。
- 「その他の意見」というまとめ方はすべきではない。現在「その他の意見」として扱っているような意見については、回答は出さないでもよいが、出された意見として一覧で公表すべき。
- ・パブリックコメントで、意見に対して詳しい回答がほしい。意見の内容など、広報紙に載せてほしい。
- ・意見を出しても、何の反応もない担当課が存在する。
- ・昔は返信がそもそもなかったが、今は返信がある点は評価できる。
- ・パブリックコメントのテーマによっては専門性が高く市民意見を提案しにくいものもある。そのようなテーマは、パブリックコメントを実施しなくても良いのではないか。
- ・パブリックコメントの段階では、そこから意見によっては変わらない状態となっていることが多い。
- ・条例や規則をテーマとしたパブリックコメントについて、条文を表していないものと、考え方のみを表 しているものがある。

~学識経験者からの意見より~

- ・市民参加条例第8条に規定するパブリックコメント手続に関して、他自治体の事例では、パブリックコメント手続で示された条例の制定改廃の内容と、議会に提出される条例案の内容が大きく異なるといった事例も見受けられるが、本来のパブリックコメント手続は、条例や計画等の原案に対する市民の考え方を聴取するものであるから、市の考え方をできるだけ詳細に示した上で意見を聴取する必要がある。なお、条例の制定改廃の場合は、法制執務上の技術的事項についてはパブリックコメントの対象とする必要は無い。
- ・条例や規則をテーマとしたパブリックコメントについては、考え方をしっかり示すべきである。条文については、政策法務の手続きに基づいて完成するものであるが、考え方は市民参加を経て完成するものである。

関連条文 第8条(市民参加の方法)

第10条(パブリックコメント手続)

2. 課題の抽出

パブリックコメントは、平成27年度実績で年間29件実施され、のべ571人の市民からの参加がありました。条例施行後、パブリックコメントの実施件数は増加傾向にありますが、時期等により複数の案件が重なり、複数の案件への意見提出が難しい状況にあります。

また、案件により、パブリックコメント案の出し方やその他意見の取扱い等、パブリックコメントの運用方法が異なる事例も見受けられます。

こうした状況から、パブリックコメントの実施における運用の統一や、職員の認識の向上を求められています。

:改善施策の実施に向けた取組み 💳 <パブリックコメント手続の運用の適正化> パブリックコメントの実施については、条例や政策などを制定、策定する流れの一部でありますが、実施 基準の不明確さや専門性が高く、一般市民が意見しにくいなどのご意見があり、パブリックコメントの実施 の流れの中で、実施に相応しい時期の認識や意見の扱い方、提案者への返答などを含めて、認識を統一する ための庁内向けマニュアルを作成します。 改善施策事業の実施スケジュール 29年度 30年度 31年度 32年度 (ブリックコメント手続の運用の適正化 マニュアルの運用 策定 進捗状況の 確認

改善施策3 市民参加の方法の運用の充実 (2) 市民参加における審議会の位置づけの検討

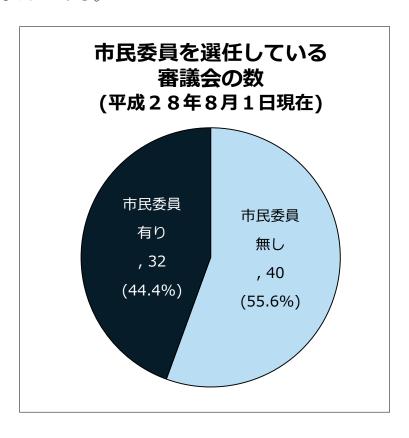
1. 現状の確認

~意見交換会・寄せられたご意見より~

- ・公募の市民委員を増やしてほしい。
- ・公募の市民委員については、持っている知識、意欲を確認した上で選任すべき。
- ・公募の市民委員がいない、あるいは少ない審議会が多い。
- ・団体の代表を委員として置いているものについて、その人が多くの審議会の委員を兼任していることが あり、多様性が確保されていない。
- ・傍聴をきっかけに市民参加が始まるもので、その環境を整えるべき。
- ・審議会は市民参加の方法として、市民参加条例に位置付けるべき。
- ・審議会に議案を出し、意見を聞くこと自体が市民参加である。
- ・公募の市民委員でなくても、市民であることからも、市民参加である。
- ・委員の構成が疑問

~学識経験者意見より~

- ・市民参加条例第8条では、「審議会等の委員への市民の選任」は市民参加の方法のひとつとして位置付けられている。しかしながら、条例の制定、改廃、運用若しくは評価又は政策の策定、改廃、実施若しくは評価の過程において市民参加の方法を実施するよう努力義務を定めている同条例第9条では、「審議会等の委員への市民の選任」は含まれていない。
- ・他自治体の市民参加条例では、審議会等を市民参加手法と して位置付けている事例もある。これらの事項について、 市民参加条例の検証において当該条項の規定を見直す必要 があると考える。

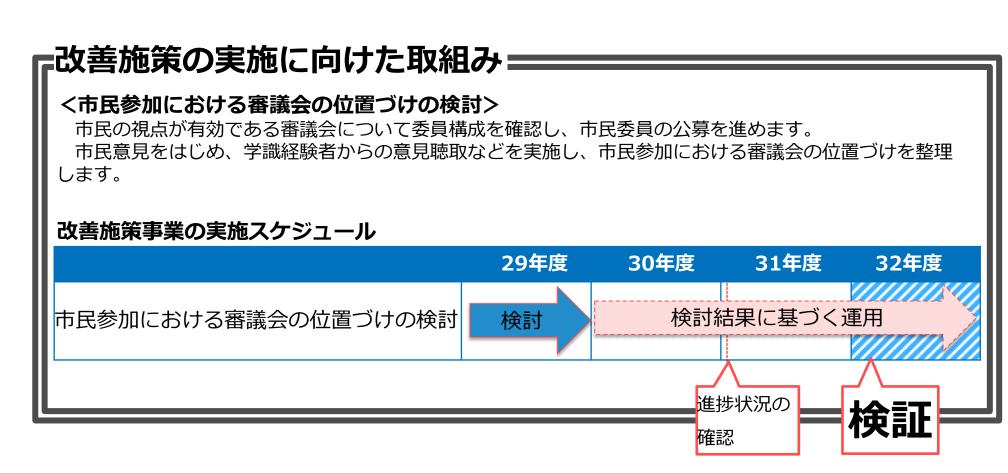


2. 課題の抽出

審議会は、その所掌事項や特性から、委員構成に公募の市民委員を含めることが出来るか判断することが大切です。その上で、審議事項に市民の視点が有効である審議会については、市民委員を広く募る必要があります。

市では、附属機関(審議会)は、地方自治法(第138条の4)上、主に、調停、審査、諮問、調査を目的に設置するものであるほか、委員へ任命されると非常勤で特別職の公務員として市長から委嘱されることや、専門的見地に立った意見を求められる附属機関が多いことなどから、附属機関(審議会)の会議自体を市民参加として位置付けず、公募の市民委員を選任することについてのみを市民参加として位置づけています。

一方で、審議会は、最終意思決定機関でないことに加え、公募の市民委員以外にも、事業者や地域の代表など、市民で構成されていることが多いことなどから、審議会自体を市民参加方法とすることが妥当であるという意見があります。



改善施策3市民参加の方法の運用の充実

(3) 政策提案手続のPR

1. 現状の確認

~意見交換会・寄せられたご意見より~

・制度としてはある程度整っているが、政策提案手続の件数が少ない。もっと制度をPRし、提案を引き 出すような取組をするべきである。

政策提案の一覧

受付番号	処理区分	受理日	提案の名称・反映状況
No.1	結果公表中	平成26年6月24日(火曜日)	茅ヶ崎市議会全員協議会における施策 資料のホームページでの公開について 【反映状況】 平成26年8月開催の全員協議会より、市ホームページで全員協議会の概要及び資料を公表することとしました。 資料等については、茅ヶ崎市ホームページ→ 「市政情報」→「情報公開・個人情報保護」内に、会議終了後速やかに掲載することとしました。
No.2	取下げ	平成26年10月10日 (金曜日)	(仮称)サザンビーチプロジェクト
No.3	取下げ	平成26年11月28日 (金曜日)	茅ヶ崎市発展と価値を創造する仕組みのご提案(「集まり・繋がり・住み続け・育つ」街の作り方) 【反映状況】 政策提案頂いた事業を協働推進事業に提案し、採択されました。
No.4	結果公表中	平成27年3月24日(火 曜日)	茅ヶ崎ゴルフ場跡地を茅ヶ崎市営茅ヶ崎パブリックゴルフ場公園(仮称)として存続させる。
No.5	結果公表中	平成27年3月24日(火曜日)	市民と市が情報共有するために 【反映状況】 ホームページの検索システムの改善については、 サービスの安定的稼働、サイト内検索利用者のプ ライバシー保護及び多様な検索方法の維持のため に、現行のままとすることとしました。 業務棚卸評価のホームページにおける公開の改善 については、シートの色分けや結果概要の公表等 により改善することとしました。
No.6	結果公表中	平成27年10月30日 (金曜日)	湘南・茅ヶ崎北部を農/食/食文化と健 康の景勝地へ
No.7	結果公表中	平成27年12月24日 (木曜日)	茅ヶ崎市の審議会等の改革のための提 案
No.8	結果公表中	平成28年2月3日(水 曜日)	市民参加の意見交換会等が一歩前進す る方法について

進捗状況の

確認

検証

2. 課題の抽出

政策提案手続は、市民の皆様から自由な発想やアイデアを市の政策として提案できる市民参加方法です。 意見交換会やアンケート等と異なり、市民の皆様から自発的に市民参加できる手法ですが、市民参加条例 の施行から、8件と件数が少ない状況です。

一方で、8件中3件が、「実施可能」または、「一部実施可能」な提案とされ、事務事業が改善されています。

アンケートにおいて、「このような制度があることを知らなかった」というご意見があったように、条例の認知度が低いことから、政策提案手続も活用されていない状況です。

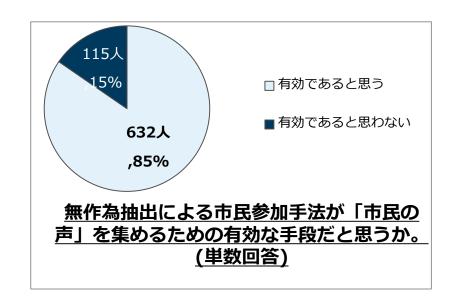
改善施策の実施に向けた取組み く政策提案手続のPRの実施>
 政策提案手続の制度について、多様な情報発信媒体を用いて、仕組や市の取組がよりよくなった事例等を紹介することで、市民参加意欲の醸成を図ります。
 また、提案された政策提案について、内容や検討結果を市ホームページなどを通して公表します。 改善施策事業の実施スケジュール 29年度 30年度 31年度 政策提案手続のPRの実施 手法検討 改善施策の運用

改善施策3 市民参加の方法の運用の充実

(4) 無作為抽出手法での市民参加手法の実施

1. 現状の確認 ~アンケートより~

- ・無作為抽出方式を用いた市民参加手法については、「有効であると思う」と回答した人が全体の85%となった。
- ・過去11回の市民討議会参加者に対するアンケートにおいても、市民討議会が市民の声を反映させるのに有効な手法かについては、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」が77%を占めている。
- アンケートが届いたことで市に親近感を持つことが出来た。

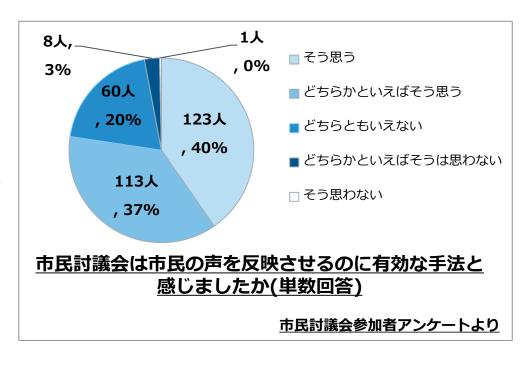


~市民討議会実行委員会より~

- ・市民討議会参加者は、当日、有識者からテーマについて公平な視点で情報提供を受け、一定の知識を 身につけた上で、討議に参加することができる。
- ・グループ討議を通じて、一般市民である他の参加者の意識を体感することができる。
- ・市民討議会での意見は、アンケートのような直感的な意見よりも公共を意識したものである可能性が 高い。
- ・市民意見を届ける仕組みへの参加経験は、今後の市民参加への期待値を高める。

~市民討議会参加者からの アンケートより~

・市民討議会終了後に実施した、参加者を対象としたアンケートでは、「満足度の高さ」と、「今後の市民参加に興味を持った」という回答が目立つ。また、市民討議会に参加し、市民討議会で扱われたテーマに対する認識が高まったというメリットがあげられている。



~ヒアリングより~

- ・普段興味のない人へアプローチが出来るし、取り組み自体のPRをすることが出来る。市民参加を推進するためには、今回のような無作為抽出によるアンケート等をもっと実施していくべき。
- ・設定された場には行きづらい人や、大勢の中では意見の言いづらい人も抽出され、意見を聞ける可能性があるため、有効だと思う。
- 特に住む地域のテーマなどであれば、こたえやすい。
- ・無作為抽出で選ばれることで、協力してみようという気持ちになるため、有効であると感じる。
- ・市民が中心となって、テーマについて話し合うことが出来る場があると良い。

~意見交換会・寄せられたご意見より~

- ・無作為抽出で出された意見の方が尊重されるべき、という順位付けはおかしい。両方の仕組みを効果的 に組み合わせて活用すべき。
- 無作為抽出のアンケートを作成する際、偏ったアンケート内容にならないよう意識すべき。アンケート 内容に市民参加機会があると良い。

2. 課題の抽出

自分に直接的な利害関係がないことに対して関心を持ちにくく、地域課題や市政に関心を持ち得ない市 民が多く存在するということは否定できない状況です。

市政運営に市民の参加が不可欠となった現在において、市民参加が少ないということは、その少ない意見を参考にして、事業等を策定せざるを得ないとも考えることができ、結果的に、一般的な市民が求める市政運営等との乖離が生じてしまう可能性があます。このことは、市にとっても市民参加のリスクとなることが考えられます。

改善施策の実施に向けた取組み=

<無作為抽出手法での市民参加方法の実施>

無作為抽出のような抽選で参加者が決まるという受動的な参加方法は、自分に直接的な利害関係がないことに基づく市民参加意欲の低下のような問題を解決する方策になり得るとともに、これまで地域課題や市政に無縁であった市民の発掘にもつながるものであることから、さらに積極的に推進すべきであると考えます。市政運営における市民参加の機会の増加を目的とした、情報発信を充実させるとともに、アンケート等やSNSを活用した無作為抽出による市民の参加を募り、広く市民の方から意見を募集することが出来る機会を増やします。

<市民参加の方法としての市民討議会の位置づけの整理>

「市民参加条例第8条(7)(その他市長等が適当と認める方法)」逐条解説では、様々な市民参加を紹介しています。

条例施行時において、検証段階であった市民討議会について、市民討議会の検証結果に基づく運用と並行して、市民参加の方法としての位置づけを整理します。

改善施策事業の実施スケジュール

29年度 30年度 31年度 32年 32年	以古旭水学未り大ルヘンフュール				
<無作為抽出手法での市民参加方法の実施> 策定 マニュアルの運用		29年度	30年度 31	.年度 32年	芰
施> 市民参加の方法としての市民討議会の位 整理・運用 教理結果に其づく運用	市民参加に関する職員マニュアルの策定				
市民参加の方法としての市民討議会の位 整理・運用 救理結果に其づく運用		策定	マニュアル	の運用	
整理・運用 敷田は甲に其づく運用	施>				
置づけの整理	市民参加の方法としての市民討議会の位				W
	置づけの整理	整理・運用	整理結果に基	づく運用 	
		,			
進捗状況の よみ = 7			進捗状況の		
確認 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一				検証	

市民参加や市民参加条例全般について

本検証作業の実施にあたっては、アンケートやヒアリング、意見交換会、学識経験者からの意見聴取等、様々な方法を活用し、多くのご意見をいただきました。

ヒアリングや意見交換会等の市民参加を通じて、自分の住むまちをより深く理解し、まちに愛着をもつことにつながっていることが確認できました。

本検証で寄せられた様々なご意見をもとに、3つの施策、8つの取り組みを柱に、市民参加の推進を 図っていきます。

本検証でいただきました市民参加や条例全般に係る様々なご意見についても、改善施策に取り組む中で、併せて検討していきます。

~市民参加の理念について~

- ・仕事で関係がなければ、市と関わることはなかなかないが、このような条例があることで、茅ヶ崎市では市民個人として市と関わることが出来ると感じた。
- ・市民参加は、より良いまちにするために責任を持って意見するものであって、批判やクレームに終始した意見を言って終わりでは意味がない。
- ・地域の歴史や成り立ち、災害などについて学ぶ機会があると地域に愛着もつことが出来るようになり、 やがて、市政に関心をもつことが出来ると感じる。
- ・ヒアリングをとおして、市民参加の検証の取組を知ることが出来て良かった。
- ・市民活動に参加したことで、市の取組や市政について知ることが出来、関心をもって市民参加することにつながった。
- 市民参加条例に基づく参加は、市民の権利としての参加である必要がある。
- ・市民参加をする市民が増えるように、おたのしみ的な要素を設けることがよいのではないか。

~検証の方法について~

- ・「参加の階梯(①操作、②セラピー、③情報提供、④意見聴取、⑤懐柔、⑥協働、⑦権限委任、⑧市 民管理)」に基づき市民参加の現状について分析、評価をする必要がある。
- ・『市民参加条例検証委員会』を設置し、市民参加を推進するために定期的な検討を行うことと、この 委員会が市民の提案や苦情の窓口となることを期待する。

~市民参加方法の運用について~

- ・公共施設の建設など、多様な意見を取り入れるためには、「素案」段階に至らない当初の段階から、 丁寧に機会をつくっていく必要がある。
- ・計画等を策定する際には、パブリックコメントや意見交換会等、1度のものだけでなく、検討委員会 を設置するべき。
- ・条例等を制定する際に、学識の意見聴取を行うことがあるが、複数人に対して1人ずつ意見を聴取するのではなく、複数人が議論する形で意見を聴取していくべきである。
- ・市民に大きな影響がある要綱も是非、市民参加できちんと決めてほしい。

参考資料

条 文

<茅ヶ崎市市民参加条例>

平成25年9月30日 条例第34号

(目的)

第1条 この条例は、茅ヶ崎市自治基本条例(平成21年茅ヶ崎市条例第35号)の目的 及び自治の基本理念にのっとり、同条例第16条第5項の規定により市民参加に関し必要 な事項を定めることにより、市政への市民の意見の反映を推進し、もって市民による自治 の確立を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、茅ヶ崎市自治基本条例において使用する用語 の例による。

(基本原則)

第3条 市民参加は、市民の意見が市政に反映されることを基本として行われるものとする。

- 2 市民参加は、市民と市の信頼関係に基づいて行われるものとする。
- 3 市民参加は、市民と市が市政に関する情報を相互に共有することにより行われるものとする。

(市の責務)

第4条 市は、市民参加をしやすい環境の整備に努めるとともに、市政に関する情報を積極的に市民に提供し、主体的な市民参加を促進するものとする。

2 市は、市民参加の促進に関し必要な調査研究に努めるものとする。

(市民の権利)

第5条 市民は、市に対し、市民参加の機会の提供を求めることができる。

(市民参加の対象)

第6条 市民参加の対象は、市政全般とする。

(市民参加の推進の時期)

第7条 市は、条例の制定、改廃、運用若しくは評価又は政策の策定、改廃、実施若しくは評価のいずれの過程においても、市民参加を推進するものとする。

(市民参加の方法)

第8条 市長等が実施する市民参加の方法は、次のとおりとする。

- (1) 意見交換会、公開討論会、シンポジウム、説明会その他特定の問題に関し成果を得ることを目的として行う集会
- (2) アンケート
- (3) ヒアリング (特定の問題に関する市民の意見、意向等を直接聴き取り、調査することをいう。)
- (4) パブリックコメント手続(市長等が条例又は政策の案を公表して広く市民に意見を求め、提出された意見の概要及びこれに対する市長等の考え方を公表する一連の手続をいう。以下同じ。)
- (5) 政策提案手続(第11条に定めるところにより提出された政策の案の概要及びこれに対する市長等の考え方を公表する手続をいう。)
- (6) 審議会等(審議会その他の附属機関又はこれに類するものをいう。以下同じ。)の委員への市民の選任
- (7) その他市長等が適当と認める方法

(意見交換会等、アンケート、ヒアリング等)

- 第9条 市長等は、条例の制定、改廃、運用若しくは評価又は政策の策定、改廃、実施若しくは評価の過程において、前条第1号から第3号まで又は第7号に掲げる市民参加の方法のうち、適切かつ効果的であると認められるものを実施するよう努めなければならない。2 前項の場合においては、市長等は、必要に応じて複数の方法を実施するよう努めるものとする。
- 3 市民は、特定の問題に関し、市長等に対して第1項に規定する市民参加の方法の実施 を求めることができる。

(パブリックコメント手続)

- 第10条 市長等は、次に掲げる行為をしようとするときは、パブリックコメント手続を 実施しなければならない。
- (1) 基本的な政策を定める計画、行政の各分野における政策の基本的な事項に関する計画 又は行政の各分野における政策の基本的な方針の策定又は改廃(以下「策定等」という。)
- (2) 基本的な制度を定める条例、義務を課し又は権利を制限する条例その他市民生活又は事業活動に直接かつ重大な影響を与える条例の制定又は改廃(以下「制定等」という。)
- (3) 市民生活又は事業活動に直接かつ重大な影響を与える規則(地方自治法(昭和22年 法律第67号)第138条の4第2項に規定する規程を含む。以下同じ。)の制定等
- (4) 審査基準 (行政手続法 (平成5年法律第88号) 第2条第8号ロに規定する審査基準 をいう。)、処分基準 (同号ハに規定する処分基準をいう。) 又は行政指導指針 (同号ニに規定する行政指導指針をいう。) (以下「審査基準等」という。) の策定等
- 2 前項に規定するもののほか、市長等は、必要があると認めたときは、パブリックコメント手続を実施することができる。
- 3 次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の規定は、適用しない。

- (1) 緊急を要するためパブリックコメント手続を実施することが困難であるとき。
- (2) 市税若しくは保険料の賦課徴収又は分担金、使用料、手数料その他の金銭の徴収に関する条例又は規則(新たに市税の税目を起こす場合に係るものを除く。)の制定等をしようとするとき。
- (3) 条例又は規則の改正をしようとする場合で、その内容が当該条例又は規則で定めている基本的な制度、義務を課し又は権利を制限する事項その他市民生活又は事業活動に直接かつ重大な影響を与える事項の内容を変更するものでないとき。
- (4) 審査基準等であって、法令若しくは条例の規定により若しくは慣行として、又は市長等の判断により公にされるもの以外のものの策定等をしようとするとき。
- (5) 意見聴取の手続が法令又は条例により定められているとき。
- (6) 審議会等においてパブリックコメント手続に準ずる手続を実施して策定した報告等に 基づいて策定等又は制定等をしようとするとき。
- (7) 市長等の裁量の余地がないと認められるとき。
- (8) 他の執行機関が既に策定等又は制定等をしている計画、方針、条例、規則又は審査基準等(以下「計画、条例等」という。)と実質的に同じ内容のものの策定等又は制定等をしようとするとき。
- (9) 軽微な改定又は改正に係るものであるとき。
- (10) その他市長等が規則で定めるとき。
- 4 市長等は、前項各号のいずれかに該当することによりパブリックコメント手続を実施しないで計画、条例等の策定等又は制定等をしたときは、その理由を公表するよう努めなければならない。

(政策提案)

第11条 市民は、その5人以上の連署をもって、規則で定めるところにより、市長等に対して政策の案を提出することができる。

(意見等の取扱い)

- 第12条 市長等は、第8条各号(第5号及び第6号を除く。次項において同じ。)に掲げる方法を実施したときに述べられ、若しくは提出された市民の意見、提案等又は前条の規定により提出された政策の案を尊重しなければならない。
- 2 市長等は、第8条各号に掲げる方法を実施したときはその旨並びに当該実施した方法により述べられ、又は提出された意見、提案等の概要及びこれに対する市長等の考え方を、前条の規定により政策の案が提出されたときは当該提出された政策の案の概要及びこれに対する市長等の考え方を公表しなければならない。

(審議会等)

第13条 市長等は、審議会等を設置しようとするときは、市民参加の趣旨を踏まえ、市 民の多様な意見が反映されるよう努めなければならない。 2 市長等は、審議会等の委員を選任しようとするときは、公募による委員の比率、委員の男女の比率その他の状況を勘案し、市民の多様な意見が反映されるよう努めなければならない。

(条例の検証)

- 第14条 市長等は、4年を超えない期間ごとに、この条例の施行状況を検証し、その結果に基づき、必要な措置を講じなければならない。
- 2 市長等は、前項の規定により検証をするときは、第8条各号(第5号及び第6号を除 く。)に掲げる方法のうち、最も適切なものにより市民の意見を聴かなければならない。
- 3 第1項の場合において、市長等は、必要があると認めるときは、学識経験者の意見を 聴くものとする。
- 4 市長等は、第1項の規定により検証を行ったときは、検証の内容及び当該検証の内容 に基づき講じようとする措置を公表しなければならない。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長等が規則で定める。

附則

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行後第14条第1項の規定により最初に行う検証についての同項の規定の適用については、同項中「4年を超えない期間ごと」とあるのは、「この条例の施行の日から3年以内」とする。

<茅ヶ崎市市民参加条例施行規則>

平成26年2月13日 規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、茅ヶ崎市市民参加条例(平成25年茅ヶ崎市条例第34号。以下「市 民参加条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(意見交換会等の実施請求)

第2条 市民参加条例第9条第3項の規定による市民参加の方法の実施の請求は、市民参加の方法実施請求書(第1号様式)により行わなければならない。

2 市長は、前項の規定により市民参加の方法実施請求書の提出があった場合において、 市民参加条例第9条第1項に規定する市民参加の方法を実施するときはその旨を、実施し ないときはその旨及びその理由を、市民参加の方法実施決定書により提出者に通知すると ともに、公表するものとする。

(計画、条例等の案等)

- 第3条 パブリックコメント手続により公表する計画、条例等(市民参加条例第10条第3項第8号に規定する計画、条例等をいう。以下同じ。)の案は、具体的かつ明確な内容のものであって、かつ、当該計画、条例等の名称及び根拠となる法令又は条例の条項(法令又は条例に根拠を有するものに限る。)が明示されたものとする。
- 2 市長は、パブリックコメント手続により計画、条例等の案について意見を求めようと する場合において、必要があると認めるときは、当該計画、条例等の案のほか、これに関 連する資料を公表するものとする。
- 3 パブリックコメント手続により意見を求める期間(以下「意見募集期間」という。)は、 当該計画、条例等の案の公表の日から起算して30日以上とする。
- 4 前項の規定にかかわらず、意見募集期間を30日以上とすることができないときは、30日を下回る期間とすることができる。この場合においては、当該計画、条例等の案の公表の際その理由を明らかにするものとする。

(提出意見の受付方法)

第4条 パブリックコメント手続により求める計画、条例等の案についての意見は、次に 掲げる方法により受け付けるものとする。

- (1) 市長が別に定める場所への書面の持参
- (2) 郵便又は信書便(民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99
- 号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者又は同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便をいう。以下同じ。)
- (3) 電子メール
- (4) ファクシミリ
- (5) その他市長が適当と認める方法

(パブリックコメント手続の結果の公表)

第5条 市長は、パブリックコメント手続を実施したときは、当該計画、条例等を公表し、 又は公布する日までに、次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 計画、条例等の名称
- (2) 提出された当該計画、条例等の案についての意見(以下「提出意見」という。)
- (3) 提出意見に対する市長の考え方
- (4) 提出意見を考慮して修正した内容
- (5) 当該計画、条例等の公表若しくは公布の予定の日又は公表若しくは公布の日
- 2 市長は、パブリックコメント手続を実施したにもかかわらず、計画、条例等の策定若 しくは制定又は改廃をしないこととした場合には、その旨及び前項第1号に掲げる事項を 公表するものとする。
- 3 市長は、第1項第2号の規定により提出意見を公表しようとする場合において、必要があると認めるときは、提出意見に代えて、当該提出意見を整理し、又は要約したものを公表することができる。
- 4 市長は、第1項の規定にかかわらず、提出意見を公表することにより第三者の利益を害するおそれがあるとき、提出意見が計画、条例等の案に直接的に関係のないものであると認められるときその他正当な理由があると認めるときは、当該提出意見の全部又は一部を公表しないことができる。

(政策提案)

第6条 市民参加条例第11条の規定による政策の案の提出は、政策提案書(第2号様式) に政策提案者署名簿(第3号様式)を添えて行わなければならない。

2 市長は、前項の規定により政策提案書の提出があった場合において、政策の案の取扱いについて決定したときは、速やかにその内容及びその理由を、提出者に通知するとともに、公表するものとする。

(委員の公募)

第7条 市長は、審議会等の設置目的を勘案した上で、審議会等(審議会その他の附属機関又はこれに類するものをいう。以下同じ。)の委員のうち、その一部については、市民から公募するよう努めるものとする。

- 2 市長は、審議会等の委員を市民から公募しようとするときは、次に掲げる事項を公表するものとする。
- (1) 審議会等の名称及び所掌事項
- (2) 委員の任期
- (3) 報酬の額
- (4) 会議の開催の予定
- (5) 募集人数
- (6) 応募資格

- (7) 応募の受付期間
- (8) 応募方法
- (9) その他市長が必要と認める事項
- 3 市長は、審議会等の委員を市民から公募しようとするときは、応募の受付期間を14 日以上としなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、市長は、応募の受付期間を14日以上とすることができないときは、14日を下回る期間とすることができる。この場合においては、その理由を公表するものとする。

(市民委員の選任要件)

第8条 市長は、審議会等の委員を市民からの公募により選任するときは、当該審議会等の委員の任期の初日において、次のいずれかに該当する者は、当該公募により選任する委員(以下「市民委員」という。)として選任しないものとする。

- (1) 茅ヶ崎市議会の議員
- (2) 茅ヶ崎市の職員(特別職の職員であって非常勤のものを除く。)
- (3) 茅ヶ崎市の他の審議会等の委員(市民委員に限る。)

(市民委員への応募方法)

- 第9条 市民委員への応募は、次に掲げる方法により受け付けるものとする。
- (1) 市長が別に定める場所への書面の持参
- (2) 郵便又は信書便
- (3) 電子メール
- (4) ファクシミリ
- (5) その他市長が適当と認める方法
- 2 市長は、市民委員を公募したときは、その選考の結果を書面により応募した者に通知するものとする。

(公表方法)

- 第10条 市民参加条例及びこの規則の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。
- (1) 茅ヶ崎市公式ホームページへの掲載
- (2) 市長が別に定める場所において閲覧に供する方法
- (3) その他市長が別に定める方法

(補則)

第11条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

茅ヶ崎市市民参加条例 アンケート調査結果

平成28年度実施

平成28年7月 茅ヶ崎市 総務部市民自治推進課

調査の概要

調査目的

平成26年4月1日に施行した「茅ヶ崎市市民参加条例」について、社会情勢や市政運営、市民意識の変化に対応し、 適正な条例の運用を図るために、4年を超えない期間ごとに実施する条例の施行状況等の検証の資料とすることを目 的として、アンケート調査を実施しました。

調査項目

- 1 回答者の属性について
- 2 条例の認知度と市民参加の経験について
- 3 無作為抽出による市民参加手法について
- 4 市の進めていることに対する満足度や、意見の取扱いについて
- 5 市民参加を進めていくために行うことについて

調査方法

(地域) 茅ヶ崎市全域

(対象) 市内にお住まいの18歳以上の男女

(抽出方法) 住民基本台帳より無作為抽出

(調査方法) 郵送による送付回収

(実施期日) 平成28年4月4日~4月30日(投函期日)

回収結果

(配布数) 3,000人

(回収数) 790人

(回収率) 26.3%

調査結果の表示方法など

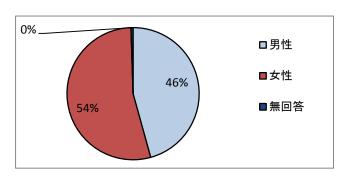
- 1 割合はすべて百分率で表し、小数点第1位を四捨五入しています。このため、百分率の合計が100%にならないことがあります。
 - 2 1つの質問に2つ以上回答できる「複数回答」の場合には、回答割合の合計は100%を超えることがあります。
- 3 選択肢の文字数が多く、グラフ上で項目が全文表示されない可能性がある設問については、選択肢の番号を記載しています。

アンケート集計結果

1 回答者の属性について

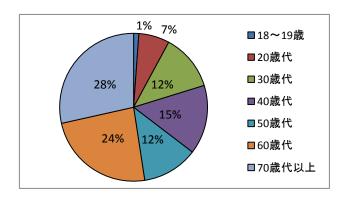
回答者の性別 あなたの性別をお答えください(1つだけ〇)

回答	件数	割合
男性	361	46%
女性	425	54%
無回答	4	1%
合計	790	100%



回答者の年代 あなたの年齢をお答えください(1つだけ○)

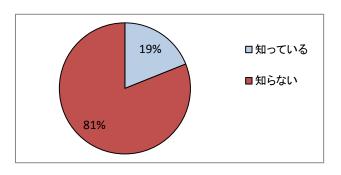
回答	件数	割合
18~19歳	9	1%
20歳代	53	7%
30歳代	97	12%
40歳代	119	15%
50歳代	96	12%
60歳代	188	24%
70歳代以上	224	28%
合計	786	100%



2 条例の認知度と市民参加の経験について

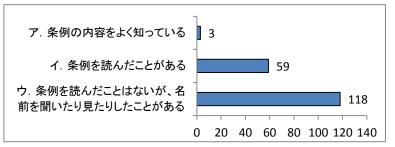
【設問1】 平成26年4月1日に施行された「茅ヶ崎市市民参加条例」を知っていますか。(1つだけ〇)

回答	件数	割合
知っている	142	19%
知らない	608	81%
合計	750	100%



【設問1で「知っている」と回答した方】どの程度知っていますか。(いくつでも〇)

回答	件数
ア. 条例の内容をよく知っている	3
イ. 条例を読んだことがある	59
ウ. 条例を読んだことはないが、名 前を聞いたり見たりしたことがある	118



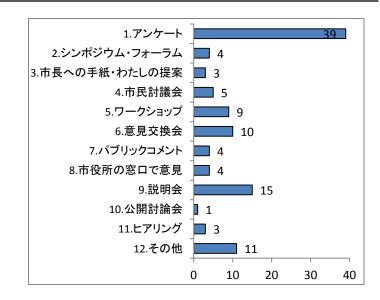
【設問2】 茅ヶ崎市では、皆さまのご意見を反映するため、表1にあるものを始めとして、様々な市民参加の方法を活用していますが、参加したことがありますか。(1つだけ〇)

回答	件数	割合
参加したことがある	81	10%
参加したことがない	693	90%
合計	774	100%



【設問2-1】 設問2で「参加したことがある」と回答された方にお尋ねします。 参加したことのある方法、実施したことのある方法は次のうちどれですか。

回答	件数
1.アンケート	39
2.シンポジウム・フォーラム	4
3.市長への手紙・わたしの提案	3
4.市民討議会	5
5.ワークショップ	9
6.意見交換会	10
7.パブリックコメント	4
8.市役所の窓口で意見	4
9.説明会	15
10.公開討論会	1
11.ヒアリング	3
12.その他	11

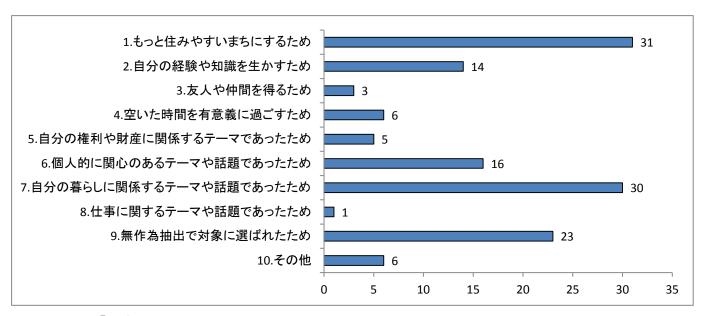


その他意見は「別表A」をご覧ください

【設問2-2】 設問2で「参加したことがある」と回答された方にお尋ねします。

参加した主な理由は、どのような ものですか。(いくつでも〇)

回答	件数
1.もっと住みやすいまちにするため	31
2.自分の経験や知識を生かすため	14
3.友人や仲間を得るため	3
4.空いた時間を有意義に過ごすため	6
5.自分の権利や財産に関係するテーマであったため	5
6.個人的に関心のあるテーマや話題であったため	16
7.自分の暮らしに関係するテーマや話題であったため	30
8.仕事に関するテーマや話題であったため	1
9.無作為抽出で対象に選ばれたため	23
10.その他	6

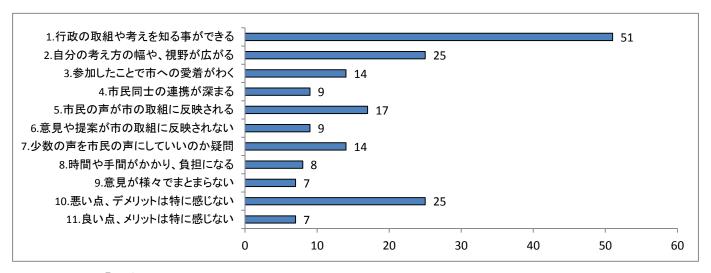


その他意見は「別表B」をご覧ください

【設問2-3】設問2で「参加したことがある」と回答された方にお尋ねします。

参加したことで感じた、市民参加の良い点・悪い点(メリット・デメリット)は、どのようなものですか。(いくつでも〇)

回答	件数
1.行政の取組や考えを知る事ができる	51
2.自分の考え方の幅や、視野が広がる	25
3.参加したことで市への愛着がわく	14
4.市民同士の連携が深まる	9
5.市民の声が市の取組に反映される	17
6.意見や提案が市の取組に反映されない	9
7.少数の声を市民の声にしていいのか疑問	14
8.時間や手間がかかり、負担になる	8
9.意見が様々でまとまらない	7
10.悪い点、デメリットは特に感じない	25
11.良い点、メリットは特に感じない	7

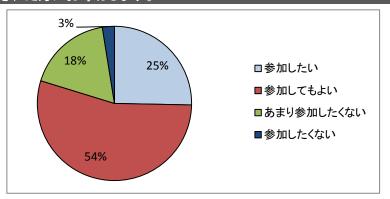


その他意見は「別表C」をご覧ください

【設問2-4】設問2で「参加したことがある」と回答された方にお尋ねします。

今後、機会があれば、もう一度参加したいと思いますか。(1つだけ〇)

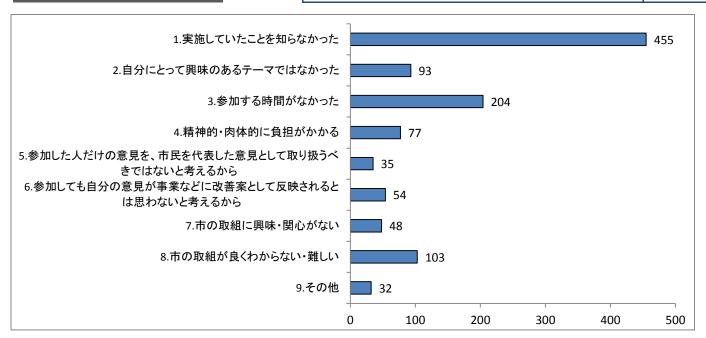
回答	件数	割合
参加したい	20	25%
参加してもよい	43	54%
あまり参加したくない	14	18%
参加したくない	2	3%
合計	79	100%



【設問2-5】 設問2で「参加したことがない」と回答された方にお尋ねします。

参加したことがない理由、あるいは参加しなかった主な理由は、どのようなものですか。(いくつでもの)

回答	件数
1.実施していたことを知らなかった	455
2.自分にとって興味のあるテーマではなかった	93
3.参加する時間がなかった	204
4.精神的・肉体的に負担がかかる	77
5.参加した人だけの意見を、市民を代表した意見として取 り扱うべきではないと考えるから	35
6.参加しても自分の意見が事業などに改善案として反映されるとは思わないと考えるから	54
7.市の取組に興味・関心がない	48
8.市の取組が良くわからない・難しい	103
9.その他	32

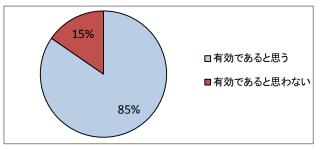


その他意見は「別表D」をご覧ください

3 無作為抽出による市民参加手法について

【設問3】 無作為抽出による市民参加手法について、「市民の声」を集めるための有効な手段だと思いますか。

回答	件数	割合
有効であると思う	632	85%
有効であると思わない	115	15%
合計	747	100%

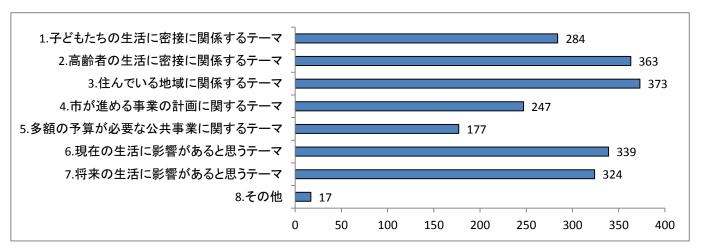


その他意見は「別表E」をご覧ください

【設問3-1】 設問3で「有効であると思う」と回答された方にお尋ねします。

どのようなテーマが有効であると 思いますか。(いくつでも○)

回答	件数
1.子どもたちの生活に密接に関係するテーマ	284
2.高齢者の生活に密接に関係するテーマ	363
3.住んでいる地域に関係するテーマ	373
4.市が進める事業の計画に関するテーマ	247
5.多額の予算が必要な公共事業に関するテーマ	177
6.現在の生活に影響があると思うテーマ	339
7.将来の生活に影響があると思うテーマ	324
8.その他	17

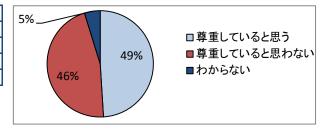


その他意見は「別表F」をご覧ください

4 市で進めていることに対する満足度や、意見の取扱いについて

【設問4】 茅ヶ崎市では、市民の皆さまからいただくご意見を尊重していると思いますか。

回答	件数	割合
尊重していると思う	348	49%
尊重していると思わない	328	46%
わからない	34	5%
合計	710	100%

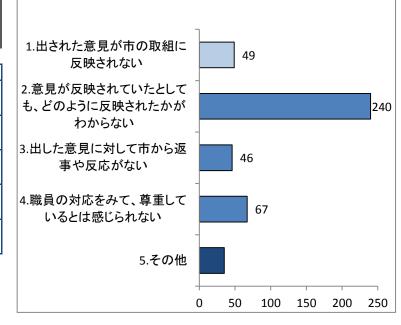


【設問4-1】 設問4で「尊重していると思わない」と回答された方にお尋ねします。

尊重していると思わない理由はどのようなものですか。

回答	件数
1.出された意見が市の取組に反映されない	49
2.意見が反映されていたとしても、ど のように反映されたかがわからない	240
3.出した意見に対して市から返事や 反応がない	46
4.職員の対応をみて、尊重していると は感じられない	67
5.その他	35

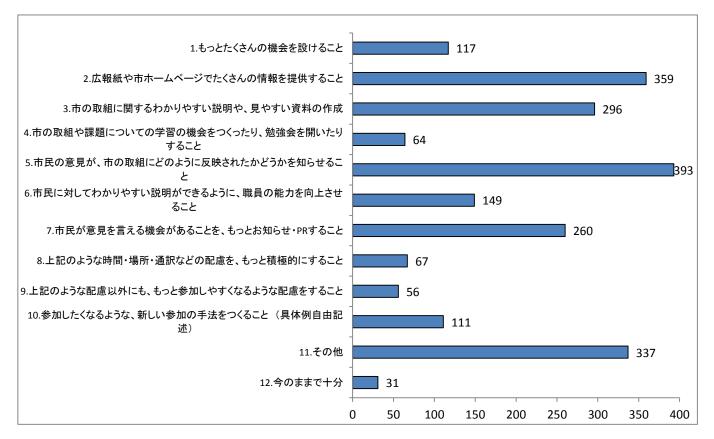
その他意見は「別表G」をご覧ください



5 市民参加を進めていくために行うことについて

【設問5】市民の皆さまが、市に対してもっとご意見を言ったり、表1のような機会に参加しやすくなるために、市がすべきことはどのようなことだと思いますか。(いくつでも〇)

回答	件数
1.もっとたくさんの機会を設けること	117
2.広報紙や市ホームページでたくさんの情報を提供すること	359
3.市の取組に関するわかりやすい説明や、見やすい資料の作成	296
4.市の取組や課題についての学習の機会をつくったり、勉強会を開いたりすること	64
5.市民の意見が、市の取組にどのように反映されたかどうかを知らせること	393
6.市民に対してわかりやすい説明ができるように、職員の能力を向上させること	149
7.市民が意見を言える機会があることを、もっとお知らせ・PRすること	260
8.上記のような時間・場所・通訳などの配慮を、もっと積極的にすること	67
9.上記のような配慮以外にも、もっと参加しやすくなるような配慮をすること	56
10.参加したくなるような、新しい参加の手法をつくること(具体例自由記述)	111
11.その他	337
12.今のままで十分	31



【設問5】の9の自由記載意見は「別表H」をご覧ください 【設問5】の10の自由記載意見は「別表I」をご覧ください 【設問5】の11の自由記載意見は「別表J」をご覧ください

【設問6】 市民の皆さまに市を身近に感じていただき、いろんなご意見やご提案をいただけるためにより良い条例となるよう、条例についてのご意見や、ご提案等がございましたら、自由にご記入ください。

【設問6】の回答は、「別表K」をご覧ください

別表 自由記述回答の一覧集

自由記述の内容は、基本的に原文のまま記載していますが、一部の意見については、文意に留意しながら簡略化や文末形式の統一をするとともに、複数の同様意見については集約しています。

別表A

【設問2-1】設問2で「参加したことがある」と回答された方にお尋ねします。 参加したことのある方法、実施したことのある方法は次のうちどれですか。

のその他意見一覧

・災害時のときの犬(ペット)の扱い方のような講習会に参加したことがある	
・民生委員など、出来るだけ茅ヶ崎の行事に参加させていただいているが、体力的に難しくなるものだと思っている	
・海浜清掃	・消費者生活モニター、市政モニター
・市会議員の立候補の説明会	・景観審議会委員
・防災訓練	・市民の集い(市民集会)
・環境改善への協力	・審査要求の提出
・自治会役員としての参加	

別表B

【設問2-2】設問2で「参加したことがある」と回答された方にお尋ねします。 参加した主な理由は、どのようなものですか。(いくつでも〇)

のその他意見一覧

- ・所属団体の活動のひとつとして
- ・子どもの学校のPTA代表として
- ・学童保育に関して
- ・市役所から送られてきたアンケートに回答
- ・市民の声と異なった計画で不便になっている
- ・仕事で市と直接やりとりする中でのヒアリング調査であったため

別表C

【設問2-3】設問2で「参加したことがある」と回答された方にお尋ねします。 参加したことで感じた、市民参加の良い点・悪い点(メリット・デメリット)、どのようなものですか。(いくつでも〇)

のその他意見一覧

・市民の声が市の取組に本当に反映されるのか疑問。多くの意見が出ているのに反映されなければ意味がない

別表D

【設問2-5】設問2で「参加したことがない」と回答された方にお尋ねします。 参加したことがない理由、あるいは参加しなかった主な理由は、どのようなものですか。(いくつでも〇)

- 時間が合わなかった
- ・身体的な理由による
- ・よほどの問題事がない限り市議会に委ねる
- ・仕事のため日程が合わなかった
- ・家庭の事情による
- 高齢であるため
- ・仕事が中心で、市の情報や取組に目を向ける時間がない
- ・引っ越してきたばかりなので
- 一人で出かける気にならない
- ・参加しようという意欲がない、積極的に参加は希望しない
- ・参加する人達のバランス感覚の無さが不快なことが多いので
- ・市長、議員、職員の方々が概ねきちんと対応されており、特に積極的に伝えたいことがないため
- ・事前に意見の内容が決まっており、当日意見が言えないと言われたので
- ・以後はもう少し関心を持って向かい合いたい・・・と反省
- ・参加するための手続きが面倒
- ・高齢ゆえか、7の考え方が「誰がやる」といった無関心な所がある
- ・市民への還元が不明確であるため
- ・どのようにすれば参加できるのか分からなかった
- ・このような制度があることを知らなかった
- ・市民討議会に抽出されたことはあるが、都合が悪かったため
- ・引っ越してきたばかりで、市のことをよく知らなかったのでわからなかった。茅ヶ崎はこんな事をしているんだなという程度であまり知ろうともしていなかった

【設問3】無作為抽出による市民参加手法について、「市民の声」を集めるための有効な手段だと思いますか。

- ・100%回答があっても3000となるとどうかなと思う
- ・時間がないと思われる人でも、今やインターネットなどを利用し、意見のある人は積極的に意見を述べる事が出来 ると思うので
- ・意見を出してもなかなか受け入れてもらえない
- 年齢層を選ぶべきである。または希望者
- ・無作為抽出によるアンケートだけでは正しい調査内容は得られない
- 良く解らない
- ・消極的な人を選んでも参加してもらえない
- ・意見をしっかり反映すべき。格好だけにしないこと
- ・無作為ではなく、対象者全員の方が良いのでは
- ・母集団に対して抽出しているか不明。徹底的にヒアリングを重ねてやるくらいでないと自己満の域を出さない
- ・基本的情報も知らないのでより良くする提案もできない
- ・抽出数が少ない
- ・全員のアンケートの回答者でないから。提出する人は一部の人ではないのかしら・・・
- ・体の都合など調子の良い時ばかりではないから
- ・本当に意見が上の方まで届くのか疑問
- どうせ反映なんかされないから
- ・本人の納得した上での参加が良い
- あまり関心がない
- 返答が少ない気がするため
- 年代が偏れば(例えば高齢者)自分らの利益になる事しか意見しないから公平な市民の声とはならない
- ・アンケートからの反映に疑問?
- ・郵送が面倒くさい
- ・意見が反映されているかどうかがよくわからない
- ・一家全員知らなかった。アンケートも良いが冊子?はもっと配布しても良いのでは?3000人と言わず
- ・市から直接アンケートを行うより自治会を通す等行った方が良いと思う。関心度に温度差があり有効性が感じられない
- ・意見を持っている方達の意見が反映される場はあるのか不明
- ・職員がもっとからだを使ってもらいたい
- そもそも条例を知らないから
- ・全く意味がないとは思わないが、数が少ないと思う
- ・意味があると感じられない
- ・私の場合、あまり意見がないので無作為抽出されて戸惑いました
- ・喜んで参加する人が多いとは思われにくい。迷惑の場合もあるかもしれない
- ・無作為抽出って茅ヶ崎市の何%ですか?返事は全部かえってきますか?通信費無駄になっていませんか?学生とかは学校学位でお願いするとか、自治会利用するとか、アンケートを簡単にするとか、より多くの人のアンケートが必要なのでは?
- ・介護を受けている身であり、認知症や能力低下の方へも郵送されている
- ・ネットでいい
- ・他府県から転入したばかりだから
- ・後期高齢者で参加は無理。若い方に。60代までなら・・・
- ・市民へ市政が伝達されていない

- ・テーマごとに関心の高い市民を集めて議論した方が得られる成果は大きいと考えたから
- ・適任者が選ばれないとあまり意味がない
- ・参加意思の強い方が参加すべき
- ・無関心層が多く抽出される確率が高くなるケースが有り
- ・回答が100%に近いものとは考えられない
- ・無作為抽出と言うと(幅広い情報)聞こえは良いが効果は疑問
- ・回答内容に偏りが生じる可能性があると感じる
- ・アンケートの結果と対応の開示がない
- ・市の人口に対してアンケート人数が少ない
- ・茅ヶ崎市自身が市民の声を聞いて意識を変えようとしている様には見えないから。例) 市役所の建て替え、商業区域の変更、不必要、必要な道路の変更など役所が決めた事が絶対と思っているから
- ・全員全てがアンケートを書くとは限らないので。他の方法も考えた方が良いかも
- ・アンケートの結果や成果の疑問や市役所窓口での相談や法律相談の疑問がある
- ・常に自分の意見をまとめている人は少ないと思われる
- ・問題毎に直接関係のある人の意見を求めるべきだ
- ・病気などの人がいる為、参加出来ないから
- ・具体的でない
- ・市民参加は機会や参加者を限定して行うものではなく、常に全ての市民が意見、提案をできる状態になっていなく てはならないから。いつでも誰からでも意見を受け付けるチャンネルは開かれている(当たり前の状態)ということ をアピールした方がよいのではないか

別表F

【設問3-1】設問3で「有効であると思う」と回答された方にお尋ねします。 どのようなテーマが有効であると思いますか。(いくつでも〇)

- ・どんなジャンルでも市政に関わることなら全て
- ・次世代に残したい事をテーマ
- ・わざわざその場所へ出向わなくても、意見等が言えるから
- ・テーマとは何ですか?具体的に
- ・市のイメージ向上「ブランディング」に関して
- ・市職員、市会議員全ての人の資質についてのテーマ
- ・障害者用の施設、グループホームのテーマ
- ・やらないよりマシ
- ・どのテーマであっても、市民参加を知らなかった人や普段意見を言えない人からの反応があると思うから
- 障害者の生活
- ・子どもの教育、環境、また老人の健康生活に関する基本的な部分は大変気になります。これから私の父母の介護問題など大きな心配が有るので発信して欲しいです
- ・海岸に関する事や交通に関する事
- ・学童や保育園などの待機児童に関するテーマ
- ・そもそも市の活動を広告できると思う

別表G

【設問4-1】設問4で「尊重していると思わない」と回答された方にお尋ねします。 尊重していると思わない理由はどのようなものですか。

のその他意見一覧

・よくわからない

- ・将来を担う若年層よりも目先の高齢者重視の政策を重視せざるを得ないだろうし、そういう方々が市の中心にいる と思うので。また「市の声」を積極的に進言している人がどれだけいるのか?「市の声」というのは時に非常にズル イ根拠にもなる
- ・どんな意見があり、どれ程話し合いがされ反映、未反映しているかわからない
- ・市民からの提案が何件あって、どれだけ対応したのかしらないから
- ・今までの具体的な事例がわからない
- ・提案したことがないのでわからない
- ・意見が出されている事を知りませんでした
- ・意見を出した事がない、意見の発言方法を知らない
- ・何か施策を行うとき等に手順やプログラムを消化しているだけと感じます
- ・意見、提案に日常的に接していないので、何とも言えない
- ・金額が限られているので、重要な部分のみにかければ良い
- ・転居して1年なのでわからない
- ・プロセスが不明なので尊重されているのかいないのか不明
- 市が発展されないから
- ・どのような意見が出され、どのように答えたか公平に公表していると思えない
- そもそも知らない
- 目に見えてこないから
- ・市民を参加させようとする意識が見られない。
- ・20年以上茅ヶ崎に住んでいるが、まだ浄化槽です
- ・病気のため、外出する機会、読む機会がない
- ・よくわからないため判断できない
- ・道路工事、下水道工事等諸々の工事や意見の交換に関すること。その他市の仕事等は海岸側、駅周辺ばかり、他の地域も生活している茅ヶ崎住民がおります。すべての面で考えをあらためて下さい
- ・市の考えに都合の良いものだけがとりあげられているのでは
- ・意見の内容により尊重されていると思う

別表H

【設問5】市民の皆さまが、市に対してもっとご意見を言ったり、表1のような機会に参加しやすくなるために、市がすべきことはどのようなことだと思いますか。

9の具体例

- •ネットの活用
- ・地域ごとの意見交換会や土日に行う。アンケートなど
- ・ご意見BOXをもっと設置し、アピールしてもよい気がします
- ・E-mail等での意見収集
- ・大きな声だけではく、小さな声を聞けるよう
- Eメール配信
- FacebookなどのSNSを利用する
- ・市民の声が反映されて実現された事柄をわかりやすく広報に載せる
- ・市の活動、地域の活動、自治会活動、活動内容と連携がどうなっているのか判るようにして欲しい
- ・ニコニコ生中継のようなもの、思ったときに意見が書き込めてよい
- ・市内に友人がいなくてもひとりで参加しやすいような配慮
- 参加してもらえるように若い人たちにダイレクトメールを送る
- ・駅やスーパーなどレストランでも茅ヶ崎市直行便のポストを設置する
- ・小和田コミセンのような地域のセンターを会場として下さい。参加しやすいです
- ・聴覚以外の障害者が参加しやすい配慮、日本語が判らない方への配慮
- ・難しく、説明などを行わないこと
- ・家の近所に学習、意見交換の場所を設ける
- ・パソコンを持たない人にも配慮してほしい
- ・市民の要求、意見を全て公開する。取組み状況を報告する
- ・メールなどで意見を受け付ける。役所などで個別に意見を受け付ける
- ・日々の生活に追われている人も居るので広報やHPは積極的な人しか見ないと思われる。スマートフォンのアプリを作ってはどうか。例えば市が認可した店舗の商品が安くなるとかのクーポンを付けて一緒に広報もするとかはどうか?
- ・各自治会の定例会に年に1回は巡回し、声を聞いて欲しい
- ・介護をされている方が参加しやすいよう平日の昼間に開催すること
- ・受動的な市民は「機会があること」の情報を得に行きません・・・直接招待が必要。手渡しチラシ、ハガキ等
- ・資料の最初にサマリーと記載し、詳細内容を読みたくなるような工夫をする。

別表I

【設問5】市民の皆さまが、市に対してもっとご意見を言ったり、表1のような機会に参加しやすくなるために、市がすべきことはどのようなことだと思いますか。

10の具体例

のその他意見一覧

- ・SNSなどを使って誰もが携帯電話で参加できるようにするとか・・・マイナンバーを活用するとか
- ・参加したことに対するお礼状
- ・便利課を設ける(各課の内容を周知した定年退職者の集りで構成され、何でもやる課)
- ・参加するより来てもらう。市の方がいろんなところに声をききに行く
- ・大きなテーマを揚げて、あらゆる方法や人々に周知して参加を促す
- ・ウェブ
- ・SNSをもっと活用すべき
- ・地域限定のラジオを作り、リスナー感覚で気軽に意見が言える場を設ける
- インターネットでの参加
- ・市民祭りや湘南祭のイベントと同時開催することも可能かも知れない
- ・ラインなどSNSを使って気軽に見られるようにする
- ・インターネット
- ・新市役所ツアーを企画して市役所の仕事をOPEN(見学)にして随時話し合いや意見交換ができるスペース等を設ける。開かれた市↔市民の場所作り

子どもと市との意見交換会開催もとってもいいと思います

- ・参加者に直接的にメリットがある会にする
- ① 共施設利用等のサービス券を配布するetc
- ② 参加型のイベント時にアンケートをとるetc
- ③ 学校などを通してアンケートを配布する
- ・市のホームページに設問フォームを設置
- ・個別に呼び掛けする。葉書等で
- ・土目休みの人だけでなく、平目休みの人も参加できるような取組み
- ・メールで回答
- ・皆が集る場所、駅などで大きな掲示板など設ける(そこでフェイスブックなどの $\mathbf{Q}\mathbf{R}$ 情報をアクセス出来る様にする。)
- ・地域を小さくして実施する
- ・HPやイベント告知のチラシなどのデザインを良くする
- ・心が揺れるような楽しいことをアピールすると良いと思う
- ・市のブランディングを積極的に行い、イメージアップを行うと参加したがる人が増える
- ・市全体でのブロック単位は大きすぎて参加しにくい。ブロックを小さくし、活動する(小集団活動の導入)
- HPの活用
- ・人が集まるイベント時に呼び掛ける
- ・ネットを使う
- ・テーマ別ワーキンググループ、Webの活用
- ・個人の得意なこと、参加できそうな内容を知る
- ・歩き喫煙、ポイ捨て罰金制度を第14条の4年は長い
- · 転倒予防教室、健康教室
- ・アプリを利用してイベントの周知をする
- ・試供品やらサンプル配布で参加者を増やす

- ・市について学ぶ勉強会をプログラム(一方的な説明だけでなく、学校の授業のようにグループワーク、ディスカッションも行う)して小学校で開講してみる。財政、歴史、地理、行政、災害等
- ・市役所に何でも意見を言える窓口を設置する
- ・ごめんなさい。具体例がうかびませんが・・・ネットでの参加で参加すると何か特典があるとか?
- ・親子で参加出来るような手法
- ・広報にこのような意見があったと時々知らせる
- ・地域の自治会に意見を求めて欲しい。非自治会員にも市政に関心を向けてもらう工夫
- ・チャット形式の匿名WEB討論会

別表J

【設問5】市民の皆さまが、市に対してもっとご意見を言ったり、表1のような機会に参加しやすくなるために、市がすべきことはどのようなことだと思いますか。

11の具体例

のその他意見一覧

- ・小中学校などの特別授業などを行う
- ・問題意義を持っている人はおのずと参加すると思う。資料ひとつ作るにも費用がかかることを思えば、今のままで よいと思う
- ・小学校の頃から市政の参加へ興味を持っていけるような教育をする
- ・意見を言ってももみ消されるなら、こんなことやっても無駄なだけ
- ・市や行政はよく努力されていると思いますが、各人のその時の状況(気持ちの余裕など)によると思いますので興 味関心のある方はちゃんと分かると思う
- ・このようなアンケートをもっとやるべき。具体的に
- ・茅ヶ崎市内の駅やショッピングセンターにサイネージを設置してPRしてはどうでしょうか
- ・今回の様に無作為抽出でも指名されればその気がある人は回答する。普段は特別の事情がない人は自分からはなかなか提言しない
- ・興味の沸くような事
- ・市民参加のシンポジウム形式の講演会の開催等
- ・若い人達30~40代の意見が反映される市
- ・意見のある市民が発言したとして、その意見を取りこんでいく過程をわかりやすくして欲しい
- ・自治会などの活用
- ・「ちがさき散歩」のようにアプリを作ってプッシュ通知したらいかがでしょうか
- ・子どもに学校で詳細を教える
- ・広報茅ヶ崎に載せていますか?
- ・積極的な情報の発信を。結果を求めることが目的になっているのでは。それでは1つの結果しか得られないかも。 思わぬ結果を得るということもあるので
- ホームページなどでも意見を集約する
- ・市側の一方的説明ではなく、もっとかみくだいて語りかけて欲しい
- ・SNSをもっと活用するべき
- ・市政参加ポイントなどポイント制導入により参加者へ何らかの還元を行うことで参加意欲、関心を向上させる
- ・市でやっているお祭りなどの時に市に対しての意見を記入して入れられるBOXを設置する
- ・茅ヶ崎市の条例を広報誌に書いて市民に伝える
- ・無関心層の取り込み
- ・学生向けに市政説明会のようなものを行ってもいいと思う(各学校で)
- ・このように個人宛で郵送物やメールが届くと見ると思う
- ・自治会の回覧板に入ればもっと関心を持つようになると思う
- ・要望箱のようなものは置いてありますか? (市役所)
- ・回覧板などで地域、市全体の意見交換や決定等を具体的に明示する(道幅を広げた、信号を作った、高齢者、障害者施設で何をしているか)ちょっと聞いてみようかという話題の提供
- ・広報誌は月1回で十分である
- ・仕事をしているとそもそも時間が無く論外
- ・気軽に意見を発信できる媒体を増やすこと。コンビニやネットなど
- ・市の諸々の仕事の件で意見や注文等をしていても担当者に連絡しますとの事。その後連絡なし
- 自治会との連携強化
- ・条例のことをもっと広く周知してもらえたらいいと思うのでそのための方法を考えられたらと思います
- ・時代にあった広告をすべき

別表K

【設問6】市民の皆さまに市を身近に感じていただき、いろんなご意見やご提案をいただけるためにより良い条例となるよう、条例についてのご意見や、ご提案等がございましたら、自由にご記入ください。

のその他意見一覧

・各家庭の条件に合った保護法等、一般市民で解けない事の説明

- ・設問5の②パソコンが無い為ホームページが見られない。年をとるとデジタルも必要だけどアナログの方が良いと思います
- ・市民全員が参加できる様にするには、テーマごとに各町名ごとにふりわけて意見やアンケートに答えた人にポイントをあげて何ポイント集めれば何らかのサービスが受けられるとかして、一方的に意見を回収するのではない方が良いのでは
- ・このまま継続実施して欲しい(要適宜改正)
- ・できるだけ市政に関心のない層を聞くにはどうしたらよいか役所的発想(すべての人に公平で無難に)を一旦捨て て、若い職員の人たちが考えてみてください
- ・海岸でのバーベキュー、飲酒。私道、公道でのバーベキュー、飲酒の禁止。ゴミを捨てる場所を住宅街で探しているグループも見かけます。静かに安心して暮らしたいです。海外では常識です
- ・市民が一体になるイベント等を実施して参加型の市を作って行く!
- ・歩道が途中で途切れている、狭いこと等が多く、ベビーカー、子供と一緒に歩くのがとても怖い。早急に危険個所 を把握して対応していただきたい
- ・幼少の頃からの教育が大切と思う。横浜ではほとんどの人が「市歌」を学校で歌い、大人になっても歌えるといいます。そのような市に愛着を持てるような取り組みがあると良いと思う
- ・市の出している資料や説明はとにかくわかりづらい
- ・下ばかり見ないで先を見る。先の動きを見る、考える
- ・父は92歳で全くわからないので申し訳ありません(子)
- 条例のメイリットデメリットをわかりやすく表示してみてはいかがですか?
- ・こんなことあるんだ。しているんだという内容がアンケートで分かりました。もっと関心をもたないと見ていてもスルーしているんだと思いました。(自分の反省です)
- ・市民参加型のイベントや催事をもっと積極的に行って、そのついでに意見交換をする。というかたちでもっと市政 を感じられるようにして欲しい。固定観念、思い込み、自己満が多いように思われる。新しい時代に則してチャレン ジする市であって欲しい
- ・条例があることが市民に浸透してないのでは?
- ・参加したい意思があるが、パソコンを持って無くて、ホームページを見れない者には、情報不足です。市民参加の 機会等をリーフレットにして市役所、支所、公民館、コミセン等に置いておくようにしていただけると、参加しやす くなると思います
- ・分かりやすい資料で、まず現状を知りたい。(こんな意見があり、こう反映された等の例も参考に記載)
- ・ "条例"というとかたくるしいイメージが強いため、少々近づきがたい感じがします。なので、地域のコミュニティーセンターに遊びに来る子供達にもわかるような楽しい感じの資料があったら良いなと思います。案外、子供達の方がアイディアも多く出るかもしれないので
- ・設問をうまく作ってアンケート方式で意見を集める方式なら市民の意向が握めるのではないか
- ・全国的に知れわたる市にして欲しい。「茅ヶ崎市らしさ」がない。まつり等も全く静かである。また市周辺のみの 人だけの便利さばかり。特区がない
- ・ほとんどの職員の方は日々よく仕事を頑張っていらっしゃると思います。普段遅い時間まで市役所のあかりがついているのをみて本当に頭が下がる思いです。ありがとうございます
- ・老人となり役立たたずですが、何か役に立てる事が有れば協力したいと思います。今は腰痛でお役に立てません
- ・茅ヶ崎駅のような人の往来の多い場所に意見箱のようなものを置いたら良い。設置の知らせも、しっかりPRしなければならない
- ・変化する努力が見られない。茅ヶ崎独自の方法も(特例)などあってもいいと思う
- ・市民として何かに参加してみたいとか、提案してみたいとか思うことはよくありますが、どこに問い合わせたりしたらいいのかわからなくてあきらめてしまいます
- ・他府県のみならず、外国の条例等も同調できるものがあれば参考にされる事をおすすめしたいと思います。見習うべき要素があると思います
- ・新しいことやものも良いですが、すでにある自治会等をもっと有効に活用するために組織及びその支援体制について再考されるのも一案
- ・子どもの健康のために中学校での給食を市すべての学校で実施してほしい。税金があがるのは仕方がない

- ・これまでお勤めで時間がなかったが、住民が主役、みんなで創ろう、市民自治のまちちがさきを読ませていただき、市民ひとりひとりが参加することで住みよい茅ヶ崎があることに気づかされました。ありがとうございます。
- ・わかりやすい言葉で目に触れる様にして欲しい。「考える」機会「話し合いできる」機会を当たり前にして欲しい。
- ・若い人達の力が必要。30~40代の意見を反映し、活力ある市、街、人を作っていけると良い
- ・条例とは関係がないですが、公共施設を魅力あるものにして欲しいです。公園の整備もして欲しい
- ・バス路線の見直し→高田ニュータウン入口交差点の大渋滞と信号の不便さの解消になるのでは?
- ・毎日の暮らしの中で老親の介護でいっぱいなので立ち止まって考える事が出来ません
- ・道路工事が目につく。本当に必要か。片寄った業務への注文が多くないか。工事終了後のチェックはどうやっているか。完了したと思えない道路が多い
- ・スケジュール調整をして情報収集をうまく取り入れられるようにしたいと思います
- ・元来、条例自体が身近に感じづらい「堅い」「文字が多い」と思われます。何のために誰のための「条例」であるか、より簡素なパンフレットなどで目的をPRしてもいいかもと感じます
- ・スマートフォンなどで意見し易くすれば、若い人の参加も多くなるのでは。ビジネスマンも容易に参加できるようなツールがあれば良いと思います
- ・今回でのアンケートで初めてこの条件を知ったので意見はありません。ただ今後前向きに教えていただきたいと思います
- ・茅ヶ崎を良い市にしていくとはだれもが思っている事。どうしたらよいのかといつも考えていくことが大事かと。 大好きな街です
- ・Facebookでの茅ヶ崎公式ページを開設する。毎日SNSを利用する人がたくさんいるのでかなり情報を広めるには効果 的だと思います
- ・小学生向きの説明会やアピール方法もあるといいのではないでしょうか。将来に向けた取り組みにはぜひ参加した いです
- 1ゴミのない美しい茅ヶ崎 (バス停、タクシー乗り場)
- 2飲料水販売の自粛が (selfcontrol) 必要
- 3移動中タバコや飲食は (selfcontrol) 願いたい
- ・市民目線の行政をお願いします
- ・医療面を含め、とにかく子供と高齢者にやさしい市であって欲しい
- ・茅ヶ崎市民の殆どの人が市にはこういう条例があって、市民の声を届けられる市だということが知れわたるようなアピール。市庁舎の中にもPR、待合室の映像でPRするといいと思う
- ・だいたい政治家がいうのは高齢者や子供の事ばかり。一番納税に貢献している者に何かメリットがある方法を考えて欲しい。子供が欲しくて作っているのだから自分達でなんとかすべき
- ・条例の事をもう少し市民に知らせた方がよい。まず条例の名前だけでもいろんなところでみせてはどうか
- ・ご老人の回答が多いために意見が偏ってしまわないようにご配慮下さい
- ・せっかく海沿いなのに地の利が充分生かせているとは思えない。せめて片瀬のように簡易な遊歩道を兼ねた海釣りゾーンでも作ってみてはいかがでしょうか?
- ・駅前など目立つ場所をうまく使ってもっとわかりやすく伝えてもらえたらと思います
- ・高齢者にもはっきり分かり易い文章で説明して欲しい
- ・今回のこのアンケートで知り得た情報が多々ありました。アンケートは有効であると感じます。意見を求めるアンケートがあっても良いのではと思います
- ・だらしない服装の職員をたまにみかける。外に条例等いう前に内部規律を正してから・・・
- ・市民と職員は良く話し合い将来に向けての計画は少しお金が掛かったり時間が掛かってもしっかりとした計画を立て、修正を必要としない様、心掛けて欲しい
- ・がんばって下さい。茅ヶ崎市が大好きです
- ・茅ヶ崎市に税金を喜んで納税できる様、市の金を明確に知らせる。市民全員が支出を減らして、市の金を豊かさを実感させる(市民)
- ・人情が無くなったせいか、となり近所でも井戸端会議しゃべりが続いたのに今ではあいさつ程度。世の中が変わったせいかも知れないが。皆昔は良かったと。何が変わったのか知りませんが人とのつながりが無くなったと思います。人は一人では生きていけないのに
- ・私は100歳ですので、市の事については分かりませんが、老人が安らかに生きていて良かったと思える様にして 頂きたいです。道がせまいので分かりにくいので時間はかかると思いますが、広くして頂きたいです

- ・職員の知識向上&正確な知識。介護認定の申請した課を訪れたが、若い女性職員の知識不足のため時間がかかった上に正確な説明されなかった為、不利になった
- ・条例を読んだことないので今回頂いた茅ヶ崎市自治基本条例で勉強させていただきます
- ・平成22年の9月、10月頃に息子は障害者で保健所の信号の所で当たり屋に会いました。福祉へ聞きに行きました。隠しカメラはついているか聞きに行きました。カメラはついていないと言われました。(本人に文句を言っていたけど、私がこの子障害者だけど)言ったら逃げて行った
- ・市会議員などによる市政に対する圧力、特定の団体、自治会役員など市政に対して意見を言う人は限られているように思う。同じような人が長年役職についていることに疑問を感じる
- ・広報ちがさきやJcom、タウンニュース等で周知徹底を計って欲しい。パソコン等IT器具を持ってないので、よろし くお願いします
- ・決して市民から意見が無かったから対応しなかったとか、市民の意見を尊重した結果が想定しない方向に進んだと きその責任を住民に押し付けないよう運用してほしい。PR不足です
- ・設問4に「どちらでもない」が無いのはいかがなものでしょうか
- ・市民参加の意見を尊重することは良いことですが、多くの人が持っている意見と異なる場合があるので、偏った意 見が採用されないよう十分な注意を行って頂きたい
- ・上からの行政ではなく、市民の立場に立って下さるのはとてもありがたく、すばらしいと思います。今後ともどう ぞよろしくお願い申し上げます
- ・ペットを飼う人はご近所に迷惑かけないように飼うこと(フンの後始末)
- ・高齢化の時代、回覧を回してもほとんど見ていない事が多い。言葉を添えると理解できるのでは。
- ・市民は市会議員を投票しているのですから、その方々が市のやられるものと思っていました。80歳の古い人間です。
- ・今、婦人体操に参加しています。30年も場所を使用させていただいていますが、今頃場所取りが年々大変です。これから体操人員がもっと多くなるので場所を作ってください
- ・市のホームページの検索機能の向上をしてもらいたい
- ・全員参加につながる工夫をして欲しい
- ・今後に期待しています
- ・市民参加条例について知りませんでした。子育て中でしっくりと広報誌等読む時間が作れませんので、目を通せる 別の機会があればと思います
- ・6月までは無理ですので、それまでは待って下さい
- ・バス停に屋根、椅子の設置をして欲しいです
- ・青年がもっと参加できるように配慮して欲しい
- ・このアンケートに参加して、私の市民の一人だと自覚しました
- ・自治会活動をしていて、権利ばかりを主張される方が多いと感じる。「皆で考え皆で解決する」為にはどうすれば よいか市との対話ができれば嬉しい
- ・自治会の役員等の意見、提案等を節約する仕組みを構築する事
- ・この条例を遇った時点で現市政が市民に対しよりよい市政を行うとの意欲を感じ評価しています。ますますのご発展を・・・
- ・条例執行時(計画時含む)に茅ヶ崎に不在であった為に条例について知りませんでした。私の様な者や新期転入者へのPRも積極的に行って下さい
- ・自治会単位で有効な情報の提供。わかりやすい資料の作成を実施して頂きたい
- ・市政の方向性が余りわからない。イベントでは市民の心はつかめないと思う。茅ヶ崎市に住みたいや住んで良かったと思える市になって欲しい
- ・PR不足である。結果、経過などのフォローバックがみられない
- ・メールでの発信
- ・子どもがいない(成人)と情報が入ってこない
- アロハシャツでの勤務に何の意味があるのかわからない
- ・野良猫の苦情に対し、市の係りの方はよく対応して下さって感謝しています。フンの害は今でも続いていますが、 受け入れて自分の仕事としています
- ・弱い立場の方々(お子様、ご高齢の方、ご病気を抱えていらっしゃる方など)が少しでも安心して過ごせますよう・・・心より願っております
- ・役所などにいつも行くと思うが、役所の職員の意識の低さを感じる。例)役所内で場所がわからないで迷っている 人がいても案内の人がいる事を前提でカンンター内の職員は知らん顔している光景をよく見かける。特に中年以上の 職員
- ・日々の生活に追われて市政にまで気がまわらない人も多数いるだろう。市政参加も大変良いが、逆に市政に関心が無くなることも良いのではないか。何故なら市民が市に対する不満も少ないのだから。問題無いのが一番大事

- ・身体の不自由な人たちが参加できるよう。電話・FAX・インターネット等在宅でも参加・情報取得できるよう。通信量の数を増やせたらと思う
- ・周囲の市町村に比べて子育て家庭への配慮が欠けていると感じます。現中高生が大人になっても茅ヶ崎に住み続けられるよう、市内の中高生に意見を聞くことをしても良いかと思います
- ・このアンケートが送られたおかげでこの条例について家族とも少しは話す機会ができました。もう少し具体的な例が紹介してあれば参考にしてうちの地域でも取り組もうとか話ができるかもしれません
- ・家庭あっての市というのが現状でなかなか参加できない。資料を読む時間さえ取りずらい40代です。子育て、介護などを通して市とのつながりを作ると参加しやすいのではないかと思います
- ・高齢者に対する取り組みに積極性に欠けている。年金生活としてか収入がない者に対するサービス提供と逆にその 活力を生かす政策があって、やるべき
- 市役所に行った時に受付で働いている方が多いと感じます。もう少し人数を減らす事が大切では?
- ・条例とは関係ないですが、市の職員がたて物の中の仕事ではなく、もっと外に出て市民の生活、町の様子をチェックする事
- ・市議会を見学したが、本会議では決定した議題の有無。全般的に議員は勉強しているのかどうか
- ・待機児童ゼロになる様願います
- ・犬の散歩や猫の路上にあるおしっこやうんちは夏になると臭くなり辛い季節になります。自宅でできないペットは外でするので何かいい対策はないでしょうか
- ・海に関する条例があっても良いのでは?
- ・市民への説明の下にとありますが、説明がほとんど全ての市民にされていません。市民のお金を使って仕事をして いるプロ意識を市長、市議会、市職員から感じない
- ・全住民に今何に困っているのかをヒアリングする機会があると良い。自治会がなくてもこのような市民参加の条例を作るなら、非自治会員でもどんどん市政に参加出来そう。いずれ自治会をなくし、全住民が自分の生活を良くするために行動しやすい姿勢を作って欲しい
- ・元気な高齢者が自分たちはもう年をとっているのでいいと言うのですが、何か意見を吸い上げる良い方法、機会は無いものでしょうか?
- ・地震国日本において茅ヶ崎市の自治基本条例の中に特別に大震災対策を示して下さい
- ・市民は市政に参加する権利があるのでもっと市民と市と一体になって活動ができる取り組みの整備ができると関わりたいと思える人が増えるのでは・・・と感じました
- ・こういった活動をしているのならもっと認知度を高めることを1番最初にするべき。この案内が来て初めて色々と 知りました
- ・市民へどのような情報が提供されているか?インデックスがあれば探しやすいのでは?
- ・新庁舎になって来庁者に対する態度が良くなった

市民参加条例の検証に向けた意見交換会 Vol.1 意見まとめ

<開催概要>

日 時 平成28年7月30日(土) 10時~12時

場 所 茅ヶ崎市役所 本庁舎4階 会議室1

参加人数 7名

概 要 冒頭に市民参加条例の概要や、施行状況を説明した後、検証のために行って いるアンケートやヒアリングの結果を説明した。

> その後、ワークショップ形式で、市民参加条例や市民参加に関する課題の意 見出しと、分類わけを行った。

※ 意見交換会の開催後、8月22日までの24日間、追加での意見提出を受け付けた。

【職員の姿勢・能力について】

- ・市職員が、自治基本条例や市民参加条例についてしっかりと理解していない。
- ・情報共有等、市政運営の原則となる部分を理解していない。
- ・意見に対して、しっかりと向き合った回答が欲しい。
- ・計画や条例は、それを作ることが目的になっている。
- ・職員研修において、条例の理念や考え方を伝える講義形式で行うのではなく、各課の事務や窓口での事案を想定して、実践的な取り組みを行うべきである。
- 「市民参加手法を実施すること」だけが目的になるような、形式的な運用になっている。

【情報共有や、信頼関係の構築について】

- ・すべての施策において説明が足りない。
- ・意見交換会や説明会で、市の説明のみが行われ、意見を言う時間がないことがある。

【情報発信について】

- ・意見を提出しても、その結果がどうなったのかが分からない。
- ・市民の意見を反映し、何か制度や条例を改善したり、変更することがあったのであれば、 その様子や理由を公表し、他の市民にも知らせてほしい。
- ・意見が提出され、どのように変化があったのかどうか、PRを大きくするべき。
- ・アンケートを実施するときは、目的を明確にするべき。
- ・今に至るまでの過程が公表されておらず、ないものとされていると感じる。
- ・審議会の開催情報等、市ホームページに誤った情報が載っていることがある。
- ・会議を開催したのに、議事録を残していない。
- ホームページが見づらい。

【審議会について】

- ・団体の代表を委員として置いているものについて、その人が多くの審議会の委員を兼任 していることがあり、多様性が確保されていない。
- ・市民委員がいない、あるいは少ない審議会が多い。
- ・傍聴をきっかけに市民参加が始まるもので、その環境を整えるべき。
- ・審議会は市民参加の方法として、市民参加条例に位置付けるべき。
- ・市民委員については、持っている知識や意欲を確認した上で選任するべき。

【パブリックコメント手続について】

- ・それぞれの案件を、パブコメにかける基準がわからない。
- ・条例を制定する際に、「考え方」をパブコメにかける流れが多いが、それが具体的な条例 になった際に、内容が大きく異なってしまうことがあり、その過程が不明確である。
- ・「その他の意見」というまとめ方はすべきではない。現在「その他の意見」として扱っているような意見については、回答は出さないでもよいが、出された意見として一覧で公表すべき。
- ・出した意見に対して、もっと詳しい回答が欲しい。意見の内容についても、広報紙など に載せてほしい。

【政策提案手続について】

・政策提案の件数が少ない。もっとPRするべきである。

【市民参加や、市民参加条例の全般について】

- ・公共施設の建設など、多様な意見を取り入れるためには、「素案」段階に至らない当初の 段階から、丁寧に機会をつくっていく必要がある。
- ・計画等を策定する際には、パブリックコメントや意見交換会等、一度のものだけでなく、 検討委員会を設置するべき。
- ・条例等を制定する際に、学識の意見聴取を行うことがあるが、複数名に対して1名ずつ 意見を聴取するのではなく、複数名が議論する形で意見を聴取していくべきである。
- ・市民参加をする市民が増えるように、おたのしみ的な要素を設けることがよいのではないか。
- ・条例についてのPRをもっとしていくべき。
- ・「市は、市民参加の方法により提出された意見、提案等を多角的かつ総合的に検討し、市 政に反映させるよう努めなければならない」と示しているが、条文になお「議会や市長等 による検討が欠かせない」ということを持ち出し、市民の意見や提案を防いでいるように 感じる。
- ・行政が市民の意見や提案をどのように取り上げ、どのように反映するのかが不明確。
- ・「市民参加条例検証委員会」のように、会議体を設置し、市民参加を推進するために定期

的な検討を行うことと、この委員会が市民の提案や苦情の窓口となることを期待する。

- ・市の責務に、「市は、庁内などにおいての市民参加条例の周知及び推進の状況を確認する」 という文言を入れることを検討してほしい。
- ・市民参加条例のパンフレットに記載する「市民参加の方法」に、議会や各委員会、各審 議会等の傍聴を入れてほしい。
- ・市民参加の状況や、市民参加の推進に尽力している職員の取材映像などを、公共施設や 市内の商業施設、郵便局等多様な施設で流してもらうと良い。
- ・地域の掲示板に、各審議会等、ワークショップ、議会などの案内や傍聴の情報を掲示するとよい。

今後の予定

9月10日(土) 市民参加条例の検証に向けた意見交換会 Vol.2

9月25日(日) 市民参加条例の検証に向けた意見交換会 Vol.3

市民参加条例の検証に向けた意見交換会 vol.2 意見まとめ

<開催概要>

日 時 平成28年9月10日(土) 10時~11時30分

場 所 茅ヶ崎市役所 分庁舎6階 コミュニティホール

参加人数 7名

概 要 冒頭に市民参加条例の概要や、施行状況を説明した後、検証のために行っているアンケートやヒアリング、7月に開催した意見交換会の結果を説明した。 その後、ワークショップ形式で、茅ヶ崎市における市民参加の4年後のあるべき姿やそのための方策について意見交換を行った。

【条例の認知度や参加経験について】

- ・市民にとって、市民参加をしたことの実感が持てないことや、仕組みが分かっていない ということが問題である。
- ・成功事例のように、市民参加をしたことで起こった変化についてPRすることが重要。
- ・多くの市民意見を集めるための仕組みづくりが必要。
- ・まちぢから協議会等、地域の団体にも市民参加条例の周知が必要。
- まずは小さなコミュニティから知らせていく。
- ・義務教育の段階から、子どもに対して市民参加の意識を伝えていくことが重要。

【意見の取扱いについて】

- ・意見が丁寧に取り扱われているかどうかが、市民と市との信頼関係に繋がる。
- ・市民参加をしたことで、参加した市民が満足する仕組みが必要。

【情報の発信について】

- ・紙媒体を求める人もいる。逆に、HP等を活用すべき対象もいる。回覧を読まない人や、 学校からの通知であれば読んでいる人など、様々な考えの人がいる中で、相手にあわせた 情報の発信が重要である。
- ・広報紙よりも、タウンニュースのような地域紙をよく読んでいる人が多い。
- ·j-com も活用できる。
- ・寒川町の広報紙のように、読みやすい、カラー刷り、冊子型を導入すべき。
- ・意見を聞こうとしている内容について、何を目的に聞こうとしているのか、変わること で市民にどう影響があるのかを明確にすべき。
- ・各分野で、横断的に情報共有や情報発信できるとよい。
- ・市民の関心を引くような情報の発信の仕方を考えるべき。

【職員の姿勢について】

・情報発信の段階も同様だが、相手の立場、受け手の立場に立って、説明や表現をすることが重要。

【パブリックコメント手続について】

- ・意見を出しても、何の反応もない担当課が存在する。
- ・昔は返信がそもそもなかったが、今は返信がある点は評価できる。
- ・パブコメの段階では、そこから意見によっては変わらない状態となっていることが多い。
- ・パブコメの際に出された情報が、大きく変わって条例案となっていることがある。

【審議会等について】

- ・公募委員を増やしてほしい。
- ・審議会に議案を出し、意見を聞くこと自体が市民参加である。
- ・公募市民でなくても、市民であることからも、市民参加である。
- ・委員の構成が疑問。

【政策提案について】

制度をしつかりPRすべき。

【市民参加全般について】

- ・信頼関係の構築が大切である。
- ・市民参加における8つの階梯の考え方を、職員が理解していることが必要である。

市民参加条例の検証に向けた意見交換会 vol.3 意見まとめ

<開催概要>

日 時 平成28年9月25日(日) 10時~12時

場 所 茅ヶ崎市役所 本庁舎3階 会議室3

参加人数 14名

概 要 意見交換会3回目の今回は、冒頭で、市民参加条例の概要や施行状況、市民 アンケートなどの説明に加え、1回目及び2回目の意見交換会にて話し合わ れた内容などについて情報共有した後、市民参加の発展に向け市が取り組み たい内容を発表し、それに基づく意見交換を行った。

【意思決定について】

- ・市の政策案を複数(3案)出すべき。
- ・しっかりした考え方と技術を職員がもつことが必要。
- ・多数派の意見ではない方向の政策に進める場合、十分な説明が必要。
- ・正しい有識者を選んで進めるべき。
- ・市民の意見を集めることができるグループをつくる。
- ・行政も失敗から学び、修正すべきときは、修正すべき。
- ・自治条基本条例検証の附属機関が必要。それに沿って参加条例も検証すべき
- ・検証方法について、機関・検証について日常的に検討する機関が必要。

【情報の発信の工夫】

- ・市民参加機会についての多様な媒体での情報発信。
- ・市民にどういう段階で意見を出すか、統一すべき。
- ・政策の初歩段階で情報共有がされていない。
- ・今政策や事業フローのどういう状況がどういうところにあるか情報があるべき。
- ・重要な問題に市民が関係できないようにしているように感じる。
- ・参加の姿勢を示すために、会議録などがあるべき。
- ・参加に対する行政の評価について示すべき。
- ・公民館などで学んでいく場が必要。
- ・事業による工夫。
- ・口コミしたくなる情報、ネットワーク。
- ・広報ちがさきの改善する。
- ・公募市民の記事を大きくする。
- ・広報ちがさきの編集・会議に市民を入れる。
- ・地域(まちぢから発信)の情報と市の広報は分ける。

【職員意識の向上】

- ・課の実務を想定した研修の実施
- ・防波堤をつくらない職員像がある。
- ・プロとしての職員の役割り-PDCA サイクル-
- ・検証しても効果がないと意見がない
- ・参加に対する行政の評価が必要。
- ・参加の目的の認識をする。
- · No Reply
- ・パブリックコメントをしても計画・条例の施行の期限が決まっている。
- ・ありき
- プロセスを見える化をする。
- ・パブリックコメントをやるだけである。
- 計画は決まっている。
- ・市民自治の見解を明確にする。
- ・パブリックコメントの前に上層部の政策会議は通っている。
- ・考え方と条例案が大きく違う。
- そのプロセスが不明である。
- ・パブリックコメントは出したときに計画が決まっている。
- ・職員意識の向上する。
- ・市民参加手続に関する規定をまとめたマニュアルの策定
- ・なんでも計画等パブリックコメントにかける必要ない。
- ・市民にとって重要なものだけパブリックコメントする。
- ・そのパブリックコメントへの回答をしっかり対応してほしい。
- ・パブリックコメントの前に意見交換会をして議題を明確にしてパブリックコメントするべき。
- ・現状のパブリックコメントは何の情報もなく、全体に対して意見を求めているだけ。

【諸規定の整備】

- ・審議会等の位置づけに関する検討
- ・審議会=市民参加 市民から意見をきく→専門家・学校にきく。審議会の前に市民の意見をきく場の設置する。
- ・市民集会などの場で意見集約→審議会にはかるまちぢから協議会も市民参加手法。
- ・公募の市民委員の増加。目標値、%など。
- ・専門家と市民公募の割合を同等、又は市民を多く同じ団体から選任されているのをやめる。

- ・地域の中での検討会などの設置する。
- ・無作為抽出による市民参加手法の推進
- ・説明会と意見交換会の違いが不明である。
- ・偏ったアンケート内容=アンケート内容に市民参加を!
- ・検討した場がひらかれていない。意見を言った。→意見を公表した。間の検討をした場、 庁内の会議であれば、会議録・プロセスの公表が必要。

【参加環境の整備】

- ・地域特有テーマは、各地域での市民参加
- ・複合施設が欲しい。
- ・まちぢからの委員が市民参加の意識がない。
- ・民主的な運営。
- ・託児・手話・筆記通訳・開催日時等の考慮
- ・自治会の力が強い。
- ・自治会に加入していない人への配慮・場所・開催。

【条例や制度の PR】

- ・広報誌や情報紙等を活用した PR
- ・まちぢから等地域活動の主体となる方々に向けた PR
- ・多様な機会での条例の周知
- ・まちぢから協議会も含め PR する。
- ・パブリックコメントも市民参加者少ない。
- ・ 広報誌の特集版。
- ・市の努力あっても市民は興味がない。
- ・自分にどう影響があるか不明である。
- ・条例のネーミングに工夫である。
- わかりやすい説明をする。
- ・市民集会=まちぢからで主催する。

市民参加に関する職員の認識度 アンケート調査結果

平成28年10月

茅ヶ崎市 総務部市民自治推進課

調査の概要

調査目的

茅ヶ崎市市民参加条例(以下「条例」という。)は、平成26年4月1日に施行し、3年が経過しようとしています。

本条例は、社会情勢や市民の意識の変化、市政運営等の変化に対応しながら実 効性を保つため、施行の日から3年以内に施行状況を検証し、その結果に基づ き必要な措置を講ずるとともに公表することとしています。

本調査は、(1)条例に関する職員意識の把握及び検証作業への反映、(2) 調査を契機とした、市民参加に関する意識の浸透を主な目的として実施しました。

調査項目

- 1. 市民参加条例の認識について
- 2. 職員一人一人における市民参加への意識について
- 3. 職員一人一人の市民参加手法の実施経験について
- 4. 業務を進める中での職員一人一人の取組状況について
- 5. 課の事務分掌を踏まえた中で、今後、市民参加を意識して取り組むことができる内容について

対象

庁内21部局76課に所属する行政職給料表(1)の職員

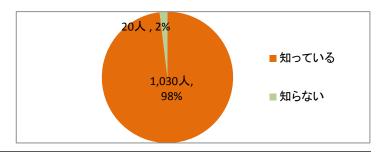
調査結果の表示方法など

- 1. 割合は、すべて百分率で表し、小数点第1位を四捨五入しています。このため、百分率の合計が100%にならないことがあります。
- 2. 1つの質問に2つ以上回答できる「複数回答」の場合には、回答割合の合計は100%を超えることがあります。
- 3. 選択肢の文字数が多く、グラフ上で項目が全文表示されない可能性がある 設問については、選択肢の番号を記載しています。

平成28年度市民参加に関する職員の認識度アンケート集計

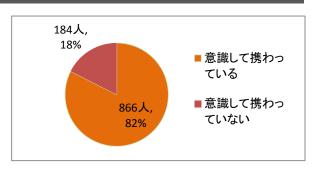
【設問1】市民参加条例を知っている。

知っている	1,030
知らない	20



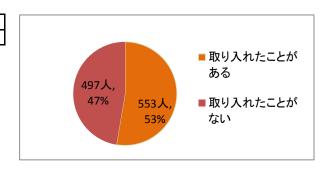
【設問2】市民参加を意識して自らの業務に携わっている。

意識して携わっている	866
意識して携わっていない	184



【設問3】自身の業務を進める中で、過去に市民参加の方法(設問3-1の(1)~(6))を取り入れたことがある。

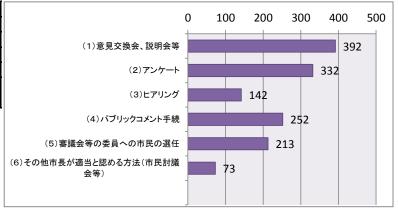
取り入れたことがある	553
取り入れたことがない	497



【設問3-1】次の市民参加の方法のうち、どの方法を取り入れたことがありますか。

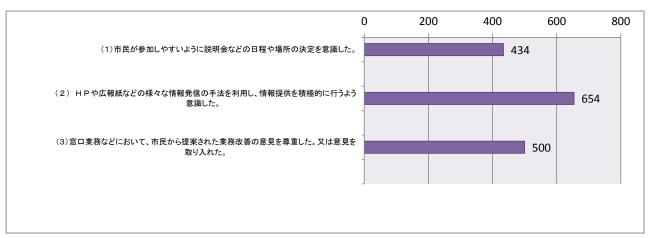
【複数回答可】

(1)意見交換会、説明会等	392
(2)アンケート	332
(3)ヒアリング	142
(4)パブリックコメント手続	252
(5)審議会等の委員への市民の選任	213
(6)その他市長が適当と認める 方法(市民討議会等)	73



【設問4】自身の業務を 進める中で、市民の意 識や声を反映させること ができるように、どのよう なことを意識しましたか。 (職員一人一人の取組を 記入)

	複数回答可
(1)市民が参加しやすいように説明会などの日程や場所の決定を意識した。	434
(2)HPや広報紙などの様々な情報発信の手法を利用し、情報提供を積極的に行うよう意識した。	654
(3)窓口業務などにおいて、市民から提案された業務改善の意見を尊重した。又は意見を取り入れた。	500



その他意見については、次のとおりです。

- ・幼児期の教育に関する基礎研究を土台にした地域における子育て支援の一環として、「子育ち・子育て出前講座」を小学校区青少年育成推進協議会(以下推進協という)と共催しており、当該推進協が日ごろから感じている地域のニーズに応えるために、講座のテーマと内容、形式など開催に関わる一切のことについて、両者が協議をしながら運営を進めている。
- ・「幼児期の教育に関する基礎研究・研修事業」および「『子どもの教育』講座・講演事業」に関わる事業の周知方法としては、市広報紙、HP、FuboLabo、公共施設・各保幼小中学校へのチラシ配付、各講座等でのチラシ配付を行っている。
- ・配布時期については、共催する推進協のご協力をいただき、年間を通じて地域の各家庭にチラシの配付や回覧が行きわたるようにしている。また、講座開催時に次期開催講座のチラシを配付し、リーピーターを増やすことを意識し、口コミで広がっていくことを意識している。
- ・なるべく不特定多数の市民の意見が反映できるよう、市民検討会やアンケート調査を重視している。
- ・学校関係者とのヒアリング・現地立会等を通して施設に対する要望・意見を把握した中で修繕、改修 工事等を実施している。
- ・苦情処理において、市民や学校関係者を含め最善の対応とは何になるかを考えながら、対策を実施するように心がけた。
- ・学校施設の工事や修繕にあたり校長や教頭などの意見をヒアリングし、できるだけ設計や施工に反映した。
- ・特定の市民の声が市民全体の声ではないと意識しながら意見を伺っている。
- ・特定の偏った市民の意見だけでなく、一般市民の意見を聞くことが必要だと思う。
- ・できる限り幅広い意見を聴取できるよう、無作為抽出によるアンケートを取り入れた。
- ・公民館の利用者の集まりである利用者懇談会で出される施設面や消耗品の購入要望を取り入れた。
- ・反映させるかどうかは別としても、できるだけ市民の意見を聞くようにしている。
- ・市民と話すときも、否定から入らず、「どうしたら出来るか」ということを自問しながら聞いている。

- ・本人確認書類の必要については、認知されてきているようであるが、持ち合わせていない人への対応
- ・パンフレットの表記方法や文字の大きさ等、窓口や電話でのコメントについて、作成時に反映できる よう配慮した。
- ・提案された意見を担当内で共有し、検討した。
- ・市民の要望に応えて、個別の説明会を行った。 ・専門用語をなるべく使わず、市民の方に理解してもらうよう窓口業務において意識した
- ・入札(見積合わせ)の結果をHPや市政情報コーナーで公表することにより、誰でも結果がわかるよ うになっている。
- ・市民にもわかりやすい言葉を使って話すようにした
- ・公民館の主催事業を利用者(市民)の提案を募り企画した。
- ・備品の購入や修繕等で利用者(市民)の要望を取り入れている
- ・啓発イベントや市民や企業を対象とした会議を多く開催しており、意見を記載いただくアンケートを 実施していることから、次年度の実施において取り入れられるよう検討している。
- ・ごみの減量化、資源化の啓発を行うに当たって、市民参加により、継続性があり、効果が得られる企 画を検討する。
- ・審議会の運営や計画改定時におけるパブリックコメントの実施においても市民参加を意識して取り組 む。
- ・③の市民参加の方法は実施した経験はないが、都市計画法による公告、縦覧及び公聴会を開催した。
- ・事業者の抱える課題やニーズを把握するために、事業所へ訪問し、直接生の声を伺う。
- HP、窓口等での意見を取り入れるように、関係団体と検討を実施している。
- ・道の駅について、市民をはじめ、広く意見を聞きながら計画を進める。
- ・道の駅、西浜駐車場については、多くの市民からの意見を得られるように説明会の開催、地元会議へ の出席、web調査等を積極的に実現することが考えられる。
- ・利用者の意見を取り入れる為、年に1度5月末に「利用者説明会」を実施している。
- ・日々の窓口業務で利用者の意見や提案・苦情などを聞き、月に1度全職員で会議を開き情報提供や問題 解決する場を設けている。
- ・青少年会館主催の講座を開催する際は出来るだけアンケートを行い、参加者の感想を取り入れるよう にしている。
- ・講座等の開催に当たり、広報紙、ホームページの掲載、ちらしの作成以外にメール配信など様々な媒 体を使用し、今後も広く市民に周知することによって、多くが市民参加できるよう努めてまいります。
- ・市民ふれあい祭りに狭あい道路整備事業コーナーを設け、市民への業務の周知と、意見の取り入れを 行う。
- ・講座等、事業終了後に受けた意見や質問等を、その後の事業に反映できるよう意識にした
- ・リクエスト給食という名目で、複数の献立を児童に提示し希望をとり、結果を反映させた給食を提供 した。

【設問5】課の事務分掌を踏まえた中で、今後の業務において、市民参加を意識して取り組むことができる内容を記入してください。

- ・公共下水道や河川の工事を実施する課であることから、工事に対して市民の十分な理解を得られるよう説明方法や日程等を配慮した住民説明を実施することについて課内で共通認識をもつ。また、水循環・水環境の啓発事業を行う課でもあることから、水循環・水環境についての情報を効果的に発信することで、市の課題を市民と共有できるよう努める。
- ・条例の改廃を行う際は、パブリックコメントの手続きにより市民の方に意見を求め、市の考え方を公表していく。
- ・計画の進行管理が主な業務となるため、制定一改廃を行う場合は、パブコメのほかに市民意見を取り入れることができるよう進める必要がある。
- ・市民の協力をいただく事業が多いことから、アンケートや窓口でいただいた意見を取り入れていく必要がある。
- ・審議会事務が多い課であるため、委員選挙にあたりより多くの市民委員応募者を得るため周知を行う。また、審議会からより建設的な意見をもらえるよう報告書の記載方法・内容を工夫する。
- 条例に関するアンケートを取り、市民の意見を知ることにより、取り入れられるものは積極的に取り入れる。
- ・審査基準に関し、住民説明会とパブリックコメントを予定しているので意見を取り入れられる環境に 配慮した住民説明会等となるよう検討する。
- ・幼児期からそれぞれの成長段階に合わせて、専門的な見地から調査・研究を進め、その成果を学校教育、社会教育の場で活用するための研修会、シンポジウム及びセミナーを実施するとともに、会場での質疑やアンケート結果を業務に反映させ、その内容を課内で共有する。
- ・次年度から教育施設等の再整備基本計画を策定する予定なので、市民等の意見を取り入れたものにしたいと考えている。
- ・新築等の設計において、市民及び関係団体等の意見交換ヒアリングなどに取り組んで業務を進めていく
- ・今後は、校長や教頭(管理職)だけでなく、できるだけ一般の先生(担当)からの意見も聞き、業務に反映したいと思う。
- ・ (仮称)教育施設等再整備基本計画の策定時に、市民からの意見もよく聞いていく。
- ・市営住宅の入居者募集業務においては、市民から直接聞いた意見を募集業務に取り入れられるよう課 内で検討する。
- ・工事の設計や監理に関する業務においては、多くの地域住民の意見を取り入れられる住民説明会を開催するという共通認識を持つために、課内会議で情報共有を行う。
- ・所管施設の利用者に市民の方も含まれることから、利用者アンケート等でいただいたご意見を業務に 取り入れられるよう指定管理者と協議していく。
- ・雇用労働行政については、市内の労働者、求職者、企業、団体との協力や連携が不可欠であることから、幅広く意見を聞くことができるような機会の拡大を心がける。
- ・無作為抽出の市民アンケート、市民意見交換会、要請に応じて市民グループからの意見を伺っている。今後も機会を捉えて、必要に応じて市民の意見を伺う予定である。
- ・自治基本条例を推進する課であることから、自治基本条例を推進するための取組を進めるにあたっては、積極的な情報提供を様々な手法を通じて行っていく。
- ・市民から意見を頂く機会があるので、それらの意見が市政の意思決定のあり方にどのような影響があるか考えながら業務を行う。
- ・課の業務性質上、市民参加や市民からの意見を取り入れることは困難ですが、多くの市民の方に現在の財政状況を知ってもらうため、定期的に財政状況等の公表を行っている。

- ・仮設庁舎跡地活用について、事業者にサウンディングにより、利活用の可能性を調査した。その結果を市民に報告するととも意見交換会を行う。
- ・市民ボランティアと協働する機会が多い課であることから、市民から直接聞いた意見を業務に反映できるよう課内で検討する。
- ・市税の納付に関する市民からの声をもとに、市税を納付しやすい環境づくりに努める。
- ・税関連の証明発行の最適な形を探る。
- ・市民から、自課の業務以外のことも窓口対応中に伝えられることがよくあるので、口頭で伝えるだけでなく、イントラのフォーム等を利用して、「市民からの声」として登録できる制度があるとよい。そうすることで、市民からの意見がいつどれくらいあがったかわかる。
- ・市民への通知文を送付する機会が非常に多いので、市民からの意見を参考によりわかりやすい文章作成を行う。
- ・市民からの申請などに応じる窓口業務が中心となる課であるため、支所へのご意見については取り入れるよう職場内で検討したり、行政へのご意見等を担当課に連絡したりすることに努めていく。
- ・事業の開催においては、アンケート等を生かし、市民の関心のある事柄等を積極的に取り入れるように配慮する。
- ・施設の安全な管理のため、利用団体から要望をアンケートで集め、対応できるように努める。
- ・事業の実施に当たっては、実行委員会を組織し、積極的に市民の参加を促す。
- ・講座の受講者に行っているアンケートで寄せられる要望を次年度以降も取り入れていく。
- ・工事説明会であると工事の概要や、施工時間、施工方法、工事騒音、振動などの説明が主となり、地域住民が参加し意見を反映できる場があまりないのが実情であるが、歩道のバリアフリー化や歩道の切り下げ、施工時間の調整などは市民参加可能な部分であると考えられる。
- ・市民に事業の内容を理解していただくために、イベント等の内容を工夫し取り組んだ。
- ・アンケートを実施することで、市民の意見を収集、活用し、次年度以降のイベント等への改善につなげる。
- ・イベントの評価や改善点、市民の地産地消への関心を探るために、アンケートやヒアリングを行う。
- ・多くの市民の方に茅ヶ崎産のワカメを食べて知ってもらうため、漁業協同組合と連携し、市HPにて紹介するページを作成した。
- ・漁港工事の際、利用関係者である漁業協同組合から意見を取り入れられるよう説明会の機会を設けた。
- ・現場が中心となる業務が多いことから、市民から直接聞いた意見を、会議で周知し、イベントや業務で検討する。
- ・工事説明会において、発言しやすい環境づくりを心掛ける。
- ・イベントの多い課であることから、多数の方が興味を持ち、参加したいと思ってもらえるような企画 を考える。イベント参加により、茅産茅消、市内用畜水産物を周知させることも可能である。
- ・市民参加を促すような、興味・関心を引く広報を工夫する。
- ・防災は市をあげて取り組むものであることから、広く意識を高めてもらうとともに、市民目線の考えや行動も把握できるよう意見を聞く場を設けていきたい。
- ・窓口で地域の方の防災の取り組みについて意見交換や相談を聞く機会が多いので、そのような場から市民のニーズを反映させることができる。
- ・今後の地域防災計画の修正を行うにあたり、パブリックコメントの実施、また洪水ハザードマップ作成にあたり説明会等において、より見やすいマップの作成を行う。
- ・自主防災組織の窓口となっている課であることから、地域から提案された防災訓練の検討事項や、地域で困っていることを把握し、研修会の内容変更、また自主防災組織への説明を行う。
- ・市民参加の防災訓練や防災リーダー研修会でアンケートを実施したり、意見を聞く場を設けたりすることで、市民の意見・意識を確認しながら業務を行う。
- ・市民と共に政策を進めていく必要があることから、進行に際し課題や問題点について意見を聴取し、 自助・共助の着実な取り組みにより防災力の強化を図りたい。
- ・市民に義務、責任、取り組み等の関わりが生じる計画等の策定に際して、意見を取り入れる。
- ・防災対策課では、自助・共助が重要であるため、市民が防災意識を高め、自助の取り組みができるよう、市民の声を取り入れた防災マップの作成、災害情報の提供を行う。
- ・災害対策本部運営訓練(図上訓練)において、地域との情報受伝達の訓練を取り入れ、公助部分の訓練であったものを共助、自助の訓練とつなげていく。
- ・防災訓練等を通じて、市民・地域が自主的に取り組めるよう働きかける。
- ・防災に関しては、個人の生活環境や性別、年齢等により、様々な意見(場合によって、相反する意見)をいただくことが多い中、時代の流れと市民の意見をすり合わせながら、どういう形で防災対策を進めていくべきかという方針を可能な限り市民と共有し、一体となって地域防災力を高めていけるようにしたい。
- ・市民の意見等を課内会議において情報共有し、今後の対応に活かすようにする。
- ・生活保護受給者の支援を行う中で、その人が暮らす地域からの支援も必要となる場合もあることから、近隣の人からの意見等を踏まえた上で支援方法を検討する。
- ・まちづくりが中心となる課であることから、積極的に住民説明会を開催し、意見を取り入れられるよう検討する。

- ・窓口利用者から生の声を反映させている。
- ・複数の施設での取扱事務が異なるため、市民に分かりやすいようにホームページや広報紙、デジタルサイネージ等で情報発信を行う。
- ・市民から直接聞いた意見を窓口業務に取り入れられるよう工夫する。
- ・市民から頂いた意見を検討し、業務改善に取り組む。
- ・市民からの声が一番届きやす場所であることから一つひとつの声を適切にエスカレーションし、課として検討していく。
- ・来庁者からの苦情を受けた際には、その原因を分析し、日常業務に活かせるものは取り入れる。
- ・現在もやっているが、例1と同じであると思う。
- ・マイナンバー事務について、分りやすいようにチラシ作成を考えています。
- ・市民からの意見の聞き取りを積極的に行うことにより、より良い情報発信ができるように検討する。
- ・窓口で寄せられる「出張所、市民窓口センターの取扱業務がわかりにくい」との意見を解消できるよう、広報誌・HP・庁舎内デジタルサイネージなどのあらゆる媒体を用いて周知・広報を継続実施する。
- ・市民からの申請などに応じる窓口業務が中心となるかであることから、市民から直接聞いた意見を検 討するよう職員で取組を行う。
- ・窓口センターへの来客がさまざまな意見を言われる中で、窓口で対応できること。またできないこと 等は、本庁へ対応等で、積極的に情報提供を行えるように意識している。
- ・制度改正の内容について、公民館等で説明会を行う。
- ・市民目線に立ち、市民が提案していただいたことを取り入れることで、窓口対応がスムーズになるかどうかなどを、検討することができると思う。
- ・高齢者の方を対象とした事業が中心となるので、高齢者の方でも参加しやすいよう説明会等の場所や情報提供の方法について工夫をする。
- ・市民と直接話す機会である訪問が活動や会議の場で、聞いた意見を課内業務に取り入れられるよう検討する。
- ・申請書の書き方がわからないという問い合わせ受けることが多いので、その中で具体的にどこがわかりにくいのか等聞いて、改善していけるようにしていけるように対応したい。
- ・各種追番や案内、印刷物について市民から直接聞いた意見を取り入れ改善を検討する。
- ・電話対応や窓口対応が多い課の為、普段質問や苦情が多い点について、説明会や研修会で説明する機 会を設ける。
- ・市民との協同で事業を進めていく必要があることから、実行性の観点での提案を取り入れて、場合によっては計画や方針を変えていく。
- ・介護老人福祉施設、介護老人保険施設及び有料老人ホームを整備する際、整備地の近隣住民に対する 説明や意見聴収する場と適切に設けるよう、市から事業者へ呼びかける。
- ・業務を行うなかで、市民の声、意見を少しでも取り入れられるように市民との対話を意識して取り組んでいるため、今後も継続していく。
- ・電話や窓口などでの意見や提案を課内で共有し、検討できるようにする。(月1回の課内会議等でお知らせし、意見を聞くことも考慮する。)
- ・学校教育指導に関する様々な市民の声を直接的にも、学校を通して間接的にも、寄せられる課であることから、できるだけ業務内容に生かすことができるよう検討する。
- ・市民が市税等の支払いに来た際に聞く意見を窓口業務に取り入れられるように課内で検討する。
- ・広報等を用いて病院の適正利用をアナウンスする。
- ・出張講座等で病院の機能をお知らせする。
- ・多くの市民が利用する施設であることから、市民からの意見で取り入れられる可能性のあるものは検 討を進めていきたい。
- ・病院、市に対するご意見は丁寧にきき、改善できるものは担当部署と話し合い改善につなげていく。
- ・計画策定時のパブリックコメントの実施を行う。
- ・窓口等で頂いた市民からの意見を課内で共有し、必要に応じ業務に取り入れられるか検討する。
- ・新たな教育基本計画の策定を見据え、市民の教育ニーズを把握し、また、意見を策定に反映できるよう市民参加の手法について
- 課内で検討を行う。
- ・計画の策定を行うときに、広く地域の方々が参加していただけるような説明会や懇談会を行う。
- ・地域教育懇談会に参加した方へのアンケート結果から、より多くの市民に参加いただけるよう情報提供のテーマ、日時、場所、周知方法等を課内で検討する。

- ・保健福祉部全体を通して、③-1に記載されている方法を各課の業務に合わせて適宜行います。
- ・保健所設置準備に係る事務を行う担当であることから、地域住民や関係団体等の意見を取り入れる機会をできる限り設ける。 また、パブコメや説明会などを実施する際も、多様な手法で周知すると共に、参加しやすい環境づくりを心掛ける。 さらには、保健所業務は市の新しい窓口であり、きめ細やかな対応が求められるため、直接いただいた意見を反映できるよう検討していく。
- ・地域福祉計画を所管している担当であることから、改定の機会などにはアンケート、パブコメ、説明 会等の実施を検討します。
- ・ (臨時給付金) 窓口業務が中心となる担当であることから、市民からの要望等には業務へ活かせるよう担当内で検討する。
- ・指定管理施設の建替えを計画している担当であることから、指定管理者と連携を密にとり、利用者の声を運営体制に反映できるか検討する。
- ・地域医療に係る事務を行う担当であることから、地区防災訓練において医療救護訓練を引続き実施していく。
- ・市民と直接接する機会が多い課であることから、市民からの声を課内で速やかに共有・検討して業務 改善につなげていく。
- ・法律、条例に規定されている事が多いため直接的には市民参加は難しいが、窓口での相談等について一人一人が分かり易い説明に努めている。
- ・本市の情報化を総合的かつ計画的に推進していくため、平成28年度から33年度までを計画期間とする「茅ヶ崎市地域情報化計画」を平成28年3月に策定した。そこで、中間年での進捗のとりまとめでは、市民からの意見が反映できるように課内で検討する。
- ・電子申請等によるアンケートを活用し、自宅にいながら市民の意見を取り入れる環境を構築する。
- ・窓口で市民の方々と接する機会があまりないので、業務で実施したアンケートやパブリックコメントの内容を課内で情報共有する。
- ・制度上新たなサービスが開始されることに伴い、説明会の実施を検討する。
- ・議会においても様々な市民参加の方法(議会報告会・意見交換会など)を取り入れていますが、議会が行っているそれらの方法は市民参加条例の規定に基づくものではないので、集計等の際はご注意ください。
- ・市民の皆様にご参加いただき、年に2回(5月と11月)に議会報告会・意見交換会を開催し、議会活動の状況を市民のみなさんにご報告するとともに意見交換を行い、議会運営の向上を図ります。
- ・説明会に都合により出席できなかった市民へ、当日の資料議事録を送付し、問い合わせも対応できるよう周知している。
- ・公民館主催事業への市民提案採択については、公民館事業に市民の意見を反映する手法として効果的と考えるため、今後も継続していきたい。
- ・市民が使用する施設であるので、市民目線で施設の使い勝手をチェックしていきたい。
- ・施設の利用現状について、アンケートや意見交換を行い、改善し利用性の向上に努める。
- ・消防総務課の業務のほとんどが総務・管理的業務であり、市民参加を意識して取り組める内容は少ないのが現状です。
- ・多くの市民が参加する消防防災フェスティバルについては、今後もホームページ、広報紙及びパンフレットの配布等により、市民に積極的に情報提供を行い、災害から身を守る行動力の向上と消防行政への理解を深めていきます。
- ・様々な研修会や勉強会、学習会を開催するにあたり、窓口の声や計画のヒアリング等の機会を活かし ながら取り組んでいきたい。
- ・窓口や電話対応において市民から頂いた意見を課内で取り入れることが可能なものかどうか検討していきたい。
- ・市民からの多種多様なニーズに対応できるかどうか、直接的な意見を取り入れることが可能かどうかを検討していきたい。
- ・市民から寄せられた意見を担当間内において迅速に共有し、業務に反映させていくことのできるものかどうか検討、取り入れていく。
- ・市民からの申請に対する窓口業務が中心となる課であることから、市民の利便性を重視した手続きになるよう課内で検討していく。
- →窓口対応の多い課として、申請に来られた市民の多種多様ニーズに合わせて市民のより良い利便性に 繋がるよう課内にて共有し、必要に応じて反映、スムーズな窓口業務になるよう検討していきたい。

- ・市民全体のために働く者として、公正かつ誠実に職務を遂行する。
- ・必要な知識の習得及び能力の向上に努める。
- ・互いに連携を図り、協力して職務を遂行する。
- ・市民からの提案を総合的に検討し、市政に反映させるよう努める。
- ・市民が等しく市政に関する情報の提供を受けられるよう努める。
- ・公民館では、「公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。」とした社会教育法の規定に基づき、地域に根差したさまざまな事業を行っている。主催事業の実施にあたっては、参加者からのアンケートによる意見などにも配慮しながら企画等を行い、また、地域の代表から構成される公民館運営審議会からも、事業の企画実施等についてのご意見をいただきながら、地域の皆さんに安心して利用していただくことができる公民館の運営を目指している。
- ・投書で戴いた意見は、積極的に取り入れられるような体制を作る。
- ・市民からの投書を適時に周知し、意識の共有化に努める。
- ・新しい経営計画の策定において、パブリックコメントを実施する。
- ・市民向けの説明会を開催する際には、多くの地域住民が参加できるよう日程に配慮する。
- ・市民参加条例による方法以外に、都市計画法による縦覧及び公聴会を行う。
- ・本市の情報化を総合的かつ計画的に推進していくため、平成28年度から33年度までを計画期間とする「茅ヶ崎市地域情報化計画」を平成28年3月に策定した。そこで、中間年での進捗のとりまとめでは、市民からの意見が反映できるように課内で検討する。
- ・電子申請等によるアンケートを活用し、自宅にいながら市民の意見を取り入れる環境を構築する。
- ・窓口で市民の方々と接する機会があまりないので、業務で実施したアンケートやパブリックコメント の内容を課内で情報共有する。
- ・制度上新たなサービスが開始されることに伴い、説明会の実施を検討する。
- ・施設整備を進めるうえで市民の意見交換会を開催し、その意見を基本・実施設計に反映したものを報告会で実施し、繰り返し丁寧に行う。
- ・主催事業を約50事業開催しているが、実施した事業に対してアンケートや意見をもらうよう参加し ニーズに合った講座を開催するよう行う。
- ・重点的に取り組むべき事項を決定するにあたり、アンケート(市民満足度調査)の結果を踏まえて検討する。
- ・審議会の委員への市民の選任を取り入れる。
- ・諸計画の策定について、市民課からの意見を直接聞き、できる限り反映できるよう努める。
- ・市民から直接聞いた意見を国・県に意味あいが変わることなく、正確に伝える。
- ・市民からの要望が多い課であるため、市民参加を意識し、それぞれの要望に対して施工方法の工夫を検討して、意見を処理する件数を増やす。
- ・施設の運営にあたり、使用者からのご意見を取り入れる。
- ・市史編さん事業においては、市民から歴史体験を伺い刊行物にとりまとめたり、歴史資料の提供を受けて事業展開を行う。
- ・市民文化会館の改修工事を進める中で、市民への説明を行い意見を取り入れ、苦情の出ないよう事業を進める。
- ・市民からの要望等を市政に反映させるように努めるとともに、必要に応じて研修等を活用して業務改善の実施に向けた検討を庁内各課に働きかけを行う。
- ・関係機関や関係団体と連携して出前講座や講演会を実施するとともに、イベント等への参加者を対象 にアンケート調査や啓発活動を行う。
- ・児童を対象とした事業が中心となる課であることから、関係団体、参加者、保護者、地域から聞いた意見を事業に反映できるように、課内で検討する。
- ・公園・緑地の利用者である市民からの要望等を施設管理業務に反映させる。
- ・市民の森の整備を進めるために立ち上げられた市民活動団体「市民の森ワーキング」で市との協働による管理・運営の実施
- ・協働推進事業により、平日及び閑散期のイベントの実施を行っており、集客に貢献して頂いております。

「茅ヶ崎市市民参加条例の施行状況の検証(素案)」についての パブリックコメント実施結果

1 募集期間 平成28年12月17日(土) ~ 平成29年1月17日(火)

2 意見の件数 36件

3 意見提出者数 7人

4 意見提出者年齢

年代	10代以下	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上	不明
人数	0人	1人	0人	0人	0人	1人	5人	0人

5 内容別の意見件数

*	項目	件数
1	全般に関する意見	5件
2	市民参加の情報発信に関する意見	17件
3	市民参加に関する職員意識の向上に関する意見	2件
4	市民参加の方法の運用の充実に関する意見	4件
5	パブリックコメント手続の実施方法に関する意見	3件
6	その他の意見	5件
合 計		36件

= 一部修正を加えた項目

修正後	修正前
29ページ 下部	29ページ 下部
<地域の活動主体に向けた P R の実施>	<地域の活動主体に向けたPRの実施>
まちぢから協議会	<u>市内各地区において、</u> まちぢから協議会
等で地域の活動に携わる方々に向けて、条	等で地域の活動に携わる方々に向けて、条
例パンフレット等による市民参加の周知啓	例パンフレット等による市民参加の周知啓

を目指します。

発を行い、地域活動に市民参加の理念浸透

発を行い、地域活動に市民参加の理念浸透

を目指します。

茅ヶ崎市市民参加条例の施行状況の検証

平成29年(2017年)3月

発行 茅ヶ崎市 編集 総務部市民自治推進課

〒253-8686 神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号

TEL 0467-82-1111 (代表)

FAX 0467-87-8118

ホームページ: http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/